

昭和48年度 秋田城跡発掘調査概報

秋田城跡



秋田市教育委員会

序

当秋田市が、47年度に再開した秋田城跡の発掘調査事業は、各方面的指導援助を得ながら継続し、2年次にして『築地塀』の一端を発見したことは今年度最大の収穫でした。一方、宅地造成が計画された史跡指定隣接地で事前緊急調査を実施し、奈良時代の住居跡など貴重な遺構を多数確認し得たことは、土地所有者株式会社滝不動産の理解あるご協力によるものであります。

秋田城跡が、東北古代城柵のなかで特に不明な点の多い城郭とされていますが、その核心の一端をこの概報で報告できることは、事業主体者として大きな喜びであると共に、今後の調査責任の重大さをあらためて痛感しているしだいであります。

調査は、今後相当長期にわたって継続されることが予想されますが、さらに体制の強化をはかりながら実のある調査を着実に推進いたす所存でありますので、各関係機関、先輩諸氏のご指導ご支援を一層賜りますよう心から念願しているしだいであります。

調査の実施、また、本概報をまとめるにあたって絶大なご協力をいただいた国、県、宮城県多賀城跡調査研究所並びに地元の関係者、加えて、直接この調査にたずさわった多くのかたがたに対し深く感謝申しあげます。

本概報が、広く活用されて史跡の保護に役立つばかりでなく、東北古代史研究の一助となればまことに幸甚に存するしだいであります。

昭和49年3月

秋田市教育長 佐藤博之

目 次

I 調査の計画	2
II 第9次発掘調査	3
(1) 調査経過	3
(2) 発見遺構と出土遺物	6
(3) その他の出土遺物	16
III 第10次発掘調査	19
(1) 調査経過	19
(2) 発見遺構と出土遺物	21
(3) その他の出土遺物	38
IV 第11次発掘調査	47
(1) 調査経過	47
(2) 出土遺物	49
V 考 察	51
(1) 墓地と掘立柱建物の年代について	51
(2) 住居跡	52
(3) 外城・内城の問題	53

第1図 秋田城跡地形図及び調査地域図



I 調査の計画

昭和48年度の発掘調査実施計画は、前年度の調査結果と、落葉期を利用して行なった現地踏査(現地表で観察できる遺構の把握と、遺物の分布状況調査)をふまえて計画した。前年度の第5次調査実施中に、隣接畠地の一隅で水溜用に掘られた穴の壁に、土師、須恵器を包含する黒色炭化層を発見していた。しかしながら、該当地一帯は、史跡指定地外であるばかりでなく、最近にいたって土地の所有権が地元不動産業株式会社淹不動産に移り、すでに宅地造成計画が進められてきたため、同社と再三にわたって交渉をもち、年度当初調査に着手し、早い機会に結論を得ることで調査に協力を得ることができた。かような経緯を経て、48年度発掘調査実施計画を次表のとおり立案し、各関係機関の承認を得たのである。

調査費は、さいわい前年度より100万円増の国庫補助対象事業の内示(総事業費600万円のうち国庫補助50%、県費補助25%)を得、さらに宮城県教育委員会の特段のご配慮と、多賀城跡調査研究所のご理解によって同所の継続指導を得ながら、事業を遂行することになった。

第1表 発掘調査計画及び実施状況表

調査次数	調査地区	調査計画面積m ²	調査実地面積m ²	調査実施期間
第9次	外郭南地区(通称転使館土塁南沢部)	661(200坪)	774(234坪)	5%~%
第10次	内郭南西地区(高清水小グランド南西部)	992(300坪)	1,179(357坪)	3%~%(埋戻し作業を除く)
第11次	外郭北東地区(空素沼東南部)	330(100坪)	196(59坪)	2%~%
計	3 地区	1,983m ² (600坪)	2,149m ² (650坪)	

第9次発掘調査は、前述のとおり史跡指定隣接地における宅地造成計画による緊急調査であったが、発見遺構が極めて重要なことから、後半は国の指導により遺跡の範囲確認方式を採用し、周辺の坪掘り調査を行なった。

第10次は、現地踏査の際、土採りの断面で列状をなして埋もれている瓦と、人工的な盛土層を発見したのである。しかも該当地は、これまで内郭土塁と称されていた所であるが、未調査地部分であり、そして土塁の状態とこれに付属する建造物遺構の存在が予想されるため、これ等の確認を主眼とする調査を計画し実施した。この結果、土塁が築地塀であることが判明すると共に、その内部で多数の構築物遺構等を発見するによんで、調査期間の延長と対象面積の拡張をはかつて対処したのである。

第11次は、昨年度に引き続き、高野地区における保護対策の基礎資料とする遺構確認のための調査で、2か所に対処したが、過去において採土による擾乱が著しいため、良い結果は得られなかった。なお、発見遺構の性格上、出土遺物の量も多く、年間を通じて整理作業を行なった。

(佐々木栄孝)

II 第9次発掘調査

(1) 調査経過

第9次発掘調査は、秋田市寺内字神屋敷を対称として行なった。

調査地は、昨年度第5次発掘調査の土壘に隣接する史跡境界線外側の一段低い畠地と、東を頂点に西に開いた沢である。西側は高低差20m程の急傾斜をなし、直下は旧雄物川（現在は一部臨海道路）が位置する。史跡外であるが地元不動産会社が約12,400m²の広範囲に及ぶ宅地造成を計画をしたため、第5次調査の土壘との関連遺構が考えられ緊急調査を実施することになった。

この地点はかつて畠地造成のためブルドーザーによって地ならしされており、遺構検出が危ぶまれたが調査の結果、竪穴住居跡9軒（7軒完掘）、竪穴状遺構、溝等が確認された。

調査方法は、面積が広大なうえ起状が激しいため平坦面を重点的に、沢部は6mおきに各々3m四方のグリット調査を行なった。

調査期間は、4月13日から6月19日までで、調査面積は約774m²（約240坪）がある。

4月13日、グリット設定のため測量基本杭を打ち、翌14日は3m方眼のグリットを設定した。

4月15日、平坦部と沢部を同時に調査開始。平坦部は耕作土を除去すると直下が黄褐色の地山である。4月25日、最北部で半円形のプランを持つ落ち込みを確認、黄褐色粘土ブロック、炭化物を含む層より土師器丸底杯が出土した。4月27日までに平坦部で4軒の住居跡を確認した。沢部は湧水が激しく耕作土及び第2層を除去したところで作業中断、何れも遺物量は少ない。5月2日より2・3号住居跡を掘り下げる。大部削平されており2号住居跡は周溝が若干残っている程度である。

5月8日、寺内農協横の測量ベンチマークより調査地に近接する史跡境界柱にレベルを移動する。

5月10日、3号住居跡南側で西から南に曲折するL字状の溝を確認、埋土から回転糸切り痕を有する須恵器杯が出土した。5月17日、5・6号住居跡を確認し、翌18・19日は5号住居跡を床面まで掘り下げた。南壁には煙道に土器を利用したカマドが設置されている。6号住居跡はプランを確認し中止した。

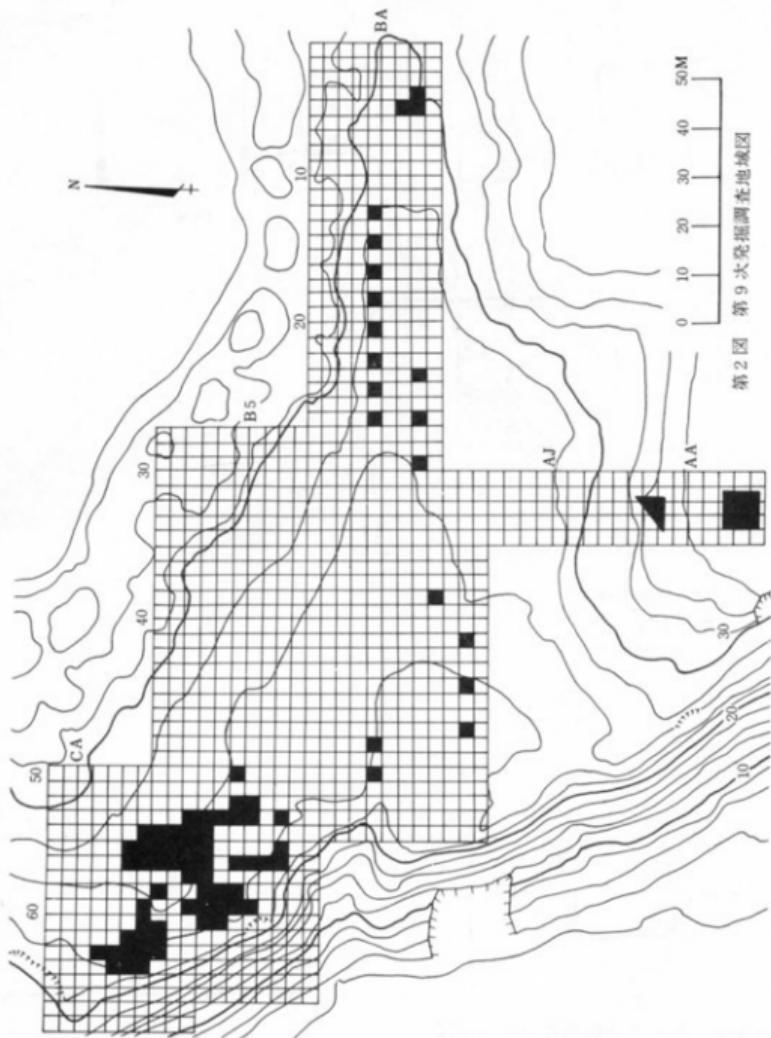
5月23日、東側沢部の湧水が收まり、掘り下げを続行した。整地層と見られる黄色粘土層の下層には、炭化物を多量に含む褐色粘土層があり、同層より多量の須恵器、瓦片が出土した。

5月28日、遣り方設定を行ない実測に取りかかる。6月5日には全ての平面、断面の実測を終了した。6月6日、南端台地の断面に炭化物、焼土、土器片が確認されていたので地区設定を行ない調査した結果、8・9号住居跡を確認した。また東側沢部も新に3グリットを調査し、7号住居跡東壁とカマドの一部を確認した。8号住居跡は北半が半分程削平されていたが、南壁に設置されたカマドは保存が良好で、袖部先端は丸瓦によって補強されている。

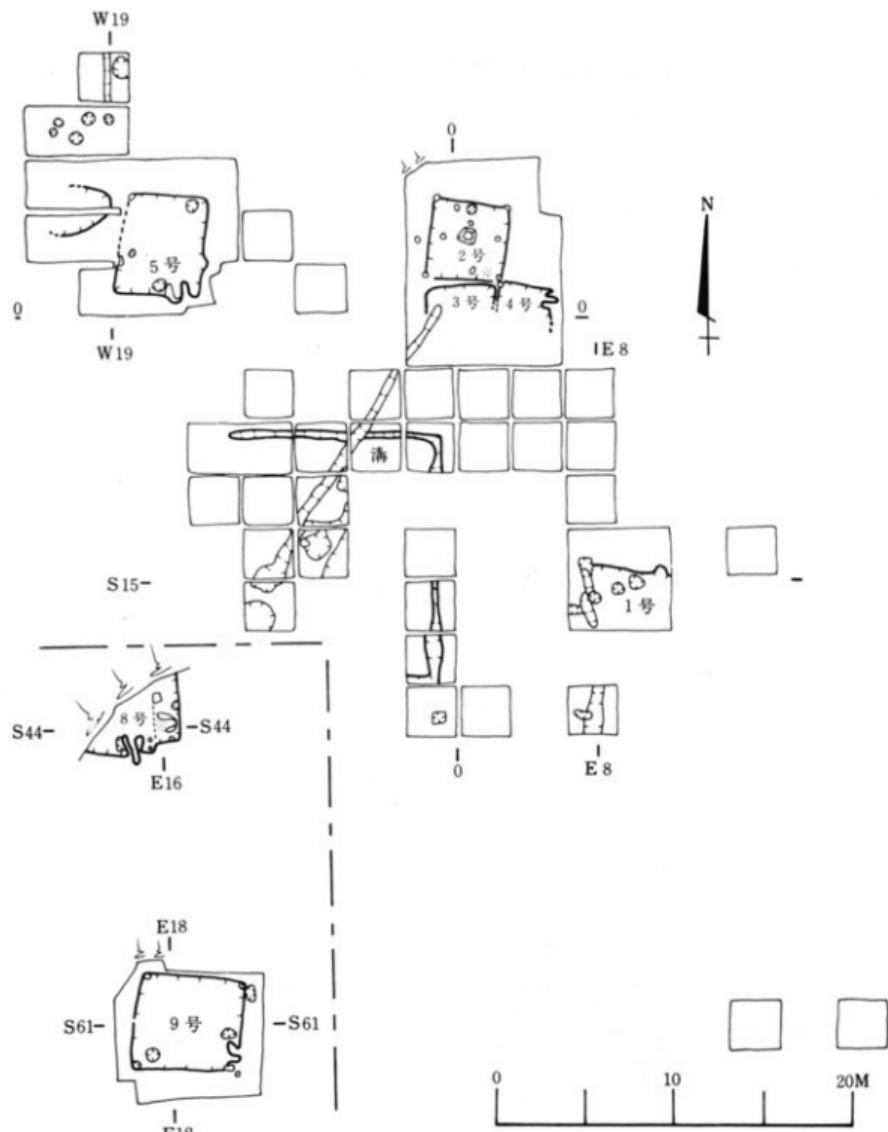
第9次調査は、約1ヶ月間の予定であったが、沢部と北端部が予想以上に深く、また思わぬ湧水があり、ポンプを使用しての調査のため1ヶ月以上も延長となり6月19日調査を完了した。

なお、5月27日は、調査の内容、かつ文化遺産の重要性を理解していただくため、一般を対象に現地説明会を行なった。

(小松正夫)



第2図 第9次発掘調査地域図



第3図 第9次発掘調査発見遺構図

(2) 発見遺構と出土遺物

住居跡

第1号住居跡（第4図、図版3上）

本居跡は、わずかに北壁を残すのみである。他の壁は耕作のため壊されている。平面は北壁より推定して東西5m、南北は不明であるがおそらく方形を呈するものと思われる。壁はダラダラした立ち上がりで床面までの深さわずかに5cmを測る。床面は非常に軟弱である。カマドと思われるものが北壁に設けられているが、わずかに西袖部と思われる粘土が若干残っているのみである。焚口と思われる部分には炭化物が堆積している。また土師器、須恵器が多数混入している。周溝、柱穴は認められない。床面にあるピットは新しいものである。

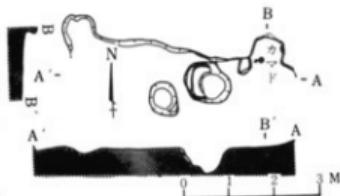
出土遺物（第5図、図版18—1, 2, 3）

土師器

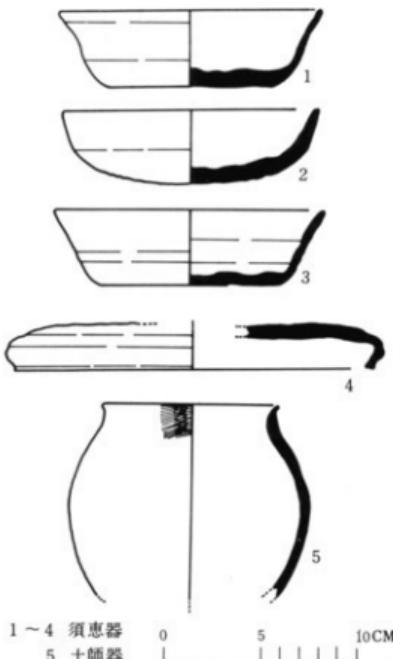
1号住居跡出土の土師器は、杯、壺、甕がある。
杯 2個体分の破片である。平底の底部をもちヘラケズリがみられる。内面は黒色撻理が施され、不定方面へのラミガキがなされている。一方は小片で、底部は不明であるが、やはり内面に黒色処理を施し不定方向へのラミガキがなされている。

壺形土器 カマド内より出土している。ほぼ1個体に復元可能であるが、底部は欠損している。小形のもので、口縁部より頸部までクシ状の工具で横方向に調整している。胴部はヘラケズリの後ミガキが施されている。内面は黒色の付着物が全面にみとめられる。(5)

甕 4個体分の破片が出土している。東側ピットより出土した底部には木葉痕が認められる。カマド内より出土した底部は熱をうけ赤く変色している。



第4図 1号住居跡



第5図 第1号住居跡出土遺物

須 恵 器

杯 5個体分の破片が出土している。2個体はほぼ完形である。底部切り離しには2種類ある。回転系切りで2次調整はなされていないもの(3)、回転ヘラ切りで切り離した後、指(布)ナデを行なっており、丸底風の立ちあがりをなすもの(2)、回転ヘラ切りで再調整のないものである(1)。

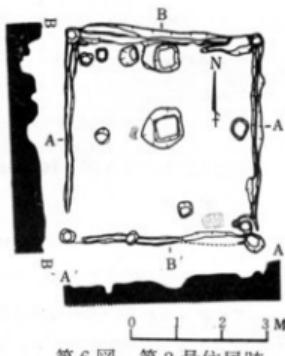
甕 底部破片、静止系切りで、内外面にロクロの痕跡が顕著である。住居跡西南隅の落ち込みより出土している。胴部破片、外面は葉脈状のたたき目であて板の痕跡はない。

壺 3個体分出土している。口縁部が浅く外側に開くものと、体部から口縁部にかけてくの字状に内湾する、やや深いものである。後者は天井部に3条の沈線があり、全体に自然釉がかかっている(4)。いずれもツマミは欠損している。

瓦 東側ピットより丸瓦小片が出土している。

第2号住居跡（第6図、図版3下）

本住居跡は東西約4.35m、南北約4.64mのほぼ方形を呈するものである。北壁と東壁を残しているが、西、南壁は耕作のために壊されており周溝のみ残っている。残存壁は良好ではば垂直に立ちあがっており床面までの深さ約20cmを測る。床面は平坦であり固くしまって良好である。壁直下には巾5cm深さ7cmほどの周溝が周っている。柱穴は4隅にあり主柱穴と思われる。床面上にピットがいくつか確認されているが柱穴になりうるかは不明である。カマドは認められなかった。本住居跡は第3号住居跡、第4号住居跡と切り合い関係にあるが、いずれも本住居跡が切られており、新しいものである。



第6図 第2号住居跡

出土遺物（第7図、図版18—4）

2号住居跡出土の遺物は極めて少ない。回転ヘラ切りの須恵器高台付杯。カキ目のある土師器裏の破片が出土している。



第7図

第2号住居跡出土遺物

第3号住居跡（第8図、図版3下）

本住居跡はその大部分を耕作によって壊されている。わずかに北壁、東壁の一部、西側周溝の一部を残す。平面は東西約3.70m、南北は不明であるがおそらく方形を呈するものと思われる。壁は北壁、東壁ともダラダラした立ち上りであり床面までの深さは約10cmを測る。床面は軟弱であり、巾10cm程の周溝が周っているが南側は壊されている。柱穴、カマドは認められなかった。

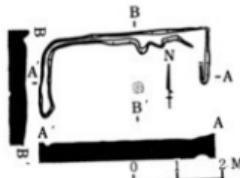
出土遺物

土師器

北東隅小ピットより甕底部が出土している。埋土より土師器甕底部3個体分の破片が出土した。

須恵器

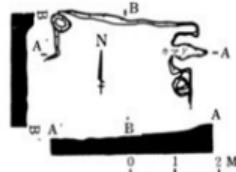
杯 回転糸切り底をもち、再調整を施していないものが埋土内より1点出土している。



第8図 第3号住居跡

第4号住居跡（第9図、図版3下）

本住居跡は南側が耕作によって壊されており、北壁と東壁・西壁の一部を残すのみである。平面は東西約3m、南北は不明であるがおそらく方形を呈するものと思われる。壁はゆるい傾斜で立ち上っており床面までの深さ約20cmを測る。床面は比較的良好であるが凸凹が激しい。カマドは東壁に設けられている。煙道部が若干住居跡外に飛び出る構造をもつ。カマド両袖部は黄色砂質粘土でつくられ比較的しっかりしている。焚口部には焼土が多量に散布しており固く焼けている。カマド内には土器片・瓦片が混入している。東袖のすぐ南にピットが認められる。ピット内には焼土・炭化物が混入しており灰捨て穴と思われる。柱穴は北西コーナー部に1個認められる。他には認められなかった。



第9図 第4号住居跡

出土遺物（第10図）

土師器

甕 カマド内より底部破片が出土している。木葉痕があり、外面は縦のカキ目が施され、内面は指ナデを行なっている。また、きめ細かい不定方向の木口状工具によるカキ目が外部に、横方向のカキ目が内部に施され、頭部に指ナデが施されたものがある。また、ヘラ状工具による粗い沈線を7条施した口縁部破片がカマド内より出土している。



第10図 第4号住居跡出土遺物

須恵器

杯 底部回転ヘラ切りの後、指ナデが行なわれている。赤褐色のいわゆる生焼けのものである。底部からやや丸味をもって立ち上る。

瓦

カマド内より丸瓦の破片が出土している

第5号住居跡（第11図、図版4上）

本住居跡は東西約4.70m、南北約5.70mを測る。平面はほぼ長方形を呈している。壁の立ち上りはほぼ垂直であり、床面までの深さ約25cmを測る。床面は平坦でしっかりしており北側の一部は貼り床である。壁直下には東側で巾30cm、深さ30cm、南・西側では狭く、浅い周溝が周っている。また、住居跡中央部を巾約40cm、深さ約15cmの溝が横断している。カマドは南壁に設けられており、焚口部分より煙道部にかけて焼土・炭化物が堆積している。焚口部一面は赤く焼け固くなってしまっており、中央部には土師器甕が倒立している。また、煙出しの部分には土師器の甕が使用されている。柱穴は4隅にあり、深さ30~

60cmを測るしっかりしたもので主柱穴と思われる。床面にもピットが認められるが柱穴になりうるかは不明である。カマド西側に約70×65cm、深さ約30cmほどのピットが認められる。埋土内は、焼土・灰・炭化物を主にしており、また大量の土器片が出土している。これらのことより本ピットは灰捨て穴と思われる。

出土遺物（第12図、図版18—5,6,7）

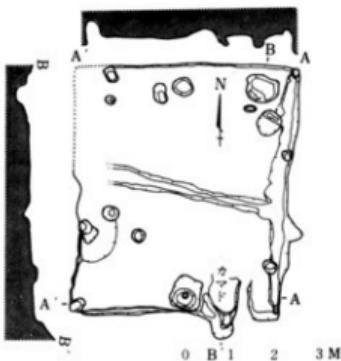
土 師 器

甕 8個体分の破片が出土している。すべてが内外面ともにクシ状工具で整形され、外面は縦、内面は横方向のカキ目である。底部破片は2点あるが、ヘラケズリがなされている。また、内面に赤色顔料が付着した胴部破片、内面から外面口縁部まで黒色の付着物のある破片が出土している。また、煙道部には内外面カキ目のある甕が使用されている。カマド内出土の甕は小型のもので頸部に1.5mm程の沈線がめぐっている(2)。

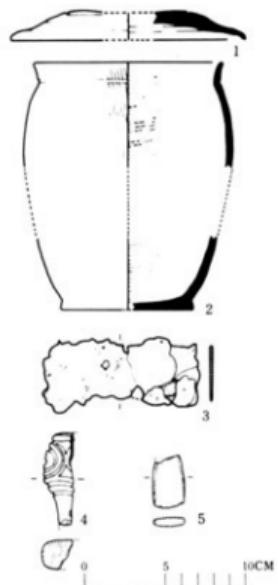
須 惠 器

杯 底部破片2点が出土している。いずれも回転ヘラ切りによるロクロ切り離しである。

高台付杯 2点出土している。いずれも底部破片である。回転ヘラ切りで張り付高台であり、カマド内出土のものには自然釉がかかっている。



第11図 第5号住居跡



1. 須恵器 2. 土器 3. 鉄製品
4.5 石器

第12図 第5号住居跡出土遺物

■ 2点出土している。1点は回転ヘラ切りの後、天井部に回転ヘラケズリを施している。ツマミは欠損している(1)。

■ 内面に同心円状のあて板、外面に葉脈状のたたき板痕跡のある胴部破片1点出土している。

瓦

丸瓦の破片が床面上より出土している。

鉄 製 品

北東隅ピット内より刀子の破片と思われるものが出土した。また住居跡を南北に横断する溝内より不明鉄製品(3)が、また同溝内より鉄鋸が1点出土している。

石 器

床面より縄文晩期の石棒の頭部破片と西南ピット内より小型磨製石斧が出土している(4,5)。

第7号住居跡

本住居跡は大部分が調査グリッド外に伸びるようであり、わずかに住居跡の一部、東・南壁の一部を調査した。平面の大きさは不明であるが東南コーナーの状態よりしてほぼ方形を呈するものと思われる。壁はまっすぐに立ち上り良好である。東壁の北側は新しい落ち込みにより壊されている。床面は良好であるが凸凹が激しい。カマドは東壁に設けられたようであるが新しい落ち込みによつて壊されており、粘土ブロック、焼土が小量点在している。柱穴は東南コーナー部に認められ、中より土師器甕の破片が出土している。周溝は認められない。

出 土 遺 物

遺物はきわめて少ない。土師器甕の胴部破片が出土したが磨滅が激しく、器形、調整は不明である。

第8号A住居跡（第13図、図版4下）

本住居跡は半分以上を畠をつくる際に削平されている。そのため壁は南壁を残すのみである。平面の大きさは不明であるが、南東コーナー部がほぼ直角に北へ伸びておりおそらく方形のプランを呈するものと思われる。南壁は非常に良好で、ほぼ垂直に立ち上っており床面までの深さ約45cmを測る。壁直下には周溝が周っている。床面は平坦であり、西側部分は比較的しっかりしているが、他は軟弱で床を貼っているようである。カマドは南壁に設けられており、煙道部が住居跡外に飛び出した構造をもつ。袖部は黄褐色粘土で作られ西袖部分に丸・平瓦を立て補強している。焚口部およびカマド内部には多量の焼土が散布しており特に焚口部は赤く焼けている。(第14図、図版5上)。カマドのすぐ西側には40×80cm、床面よりの深さ約17cmほどのピットが認められる。ピット内には多量の焼土、および炭化物が混入しており、灰捨て穴と思われる。また土器片、鉄製品、瓦等が出

土した。

埋土内出土遺物（第15図）

土師器

杯 内外面に黒色処理を施し、ヘラミガキがある破片1点、有段、内面黒色処理、ヘラミガキの施された破片で丸底風であるものが1点出土している(3)。

壺 木葉痕のある底部破片、外面縦方向、内面横方向のクシ状工具による擦痕を有する口縁部破片等である。

須恵器

杯 回転ヘラ切りの後、指(布)ナデが行なわれ、丸底風のものである。

カマド内出土遺物（第15図）

土師器

壺 底部破片から推測するに4個体で、内外面にクシ状工具によるカキ目が施されている。いずれも外面は縦方向、内面は斜め及び横方向のカキ目である。火をうけて赤く変色し、磨滅が激しい。口縁部は内面は横方向のカキ目で整形され、火をうけて赤く変色している。

須恵器

杯 カマド付近より出土し、回転ヘラ切りである。簡単な指(布)ナデの底部調整を施している。口クロ痕が明瞭であり、底部からやや丸味をもって立ちあがる(1)。

壺 小片である。ツマミは欠損している。天井部に同心円状の細かい沈線がめぐる。口縁部の立ちあがりは浅い。

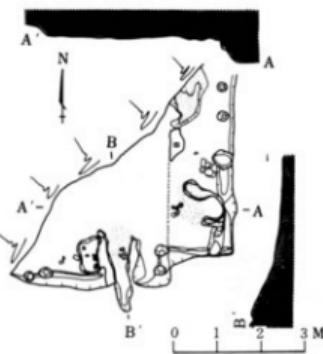
灰捨て穴内出土遺物（第15図、図版19—2）

土師器

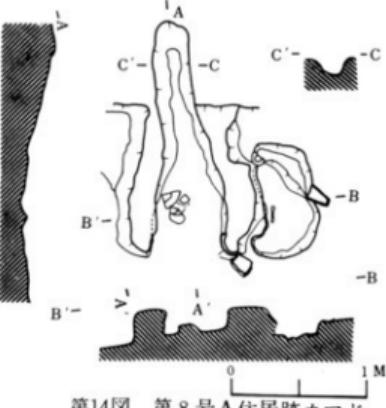
壺 木葉痕のある底部3個体、うち内面底部に粗い指による整形が顕著なものがある。内面は右から左に斜めのカキ目が施されているものが多い。

須恵器

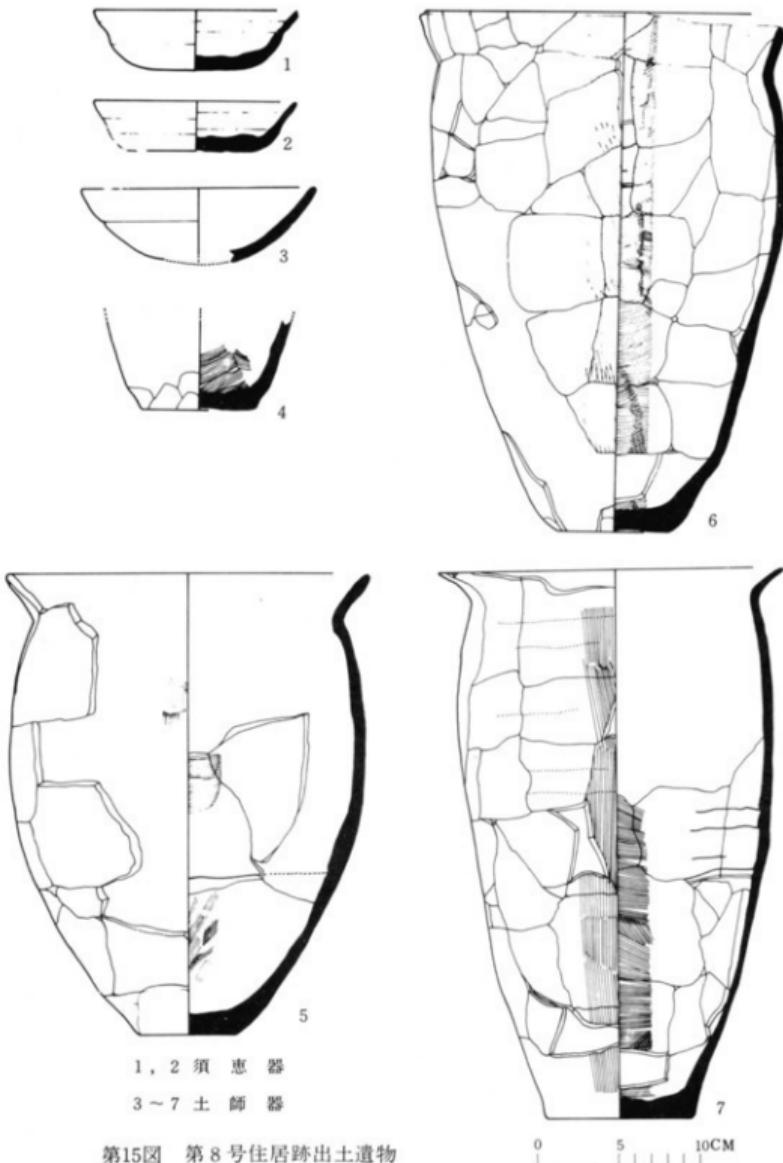
杯 回転ヘラ切りの後、簡単な指ナデを施している。厚手のものである(2)。



第13図 第8号住居跡



第14図 第8号A住居跡カマド



第15図 第8号住居跡出土遺物

第8号B住居跡（第13図、図版4下）

本住居跡は西側半分以上を8号A住居跡に、北側は土取りにより壊されている。平面の大きさは不明であるがおそらく方形を呈するものと思われる。壁は南・東壁とも非常に良好ではば垂直に立ち上っている。床面までの深さ約42cmを測る。カマドは東壁に設けられている。両袖部は黄褐色粘土で作られているが、かなり壊れている。付近一帯には多量に焼土が分布している。床面は非常に軟弱である。柱穴は南東コーナー部に深さ30cm程のものがあり主柱穴と思われる。

出土遺物

土器

杯 底部破片2点が出土している。内面黒色処理が施された1点と丸底黒色処理のない1点である。

甕 口縁部破片、胴部破片が出土している。いずれもクシ状工具による調整が施され、内面横、外表面縦のカキ目である。

瓦

丸瓦の小片が出土している。いずれも火をうけて白く変色している。

第8号C住居跡（第13図、図版4下）

本住居跡は8号B住居跡、土取りにより壊されている。わずかに焼土が厚く堆積しており、おそらくカマドの痕跡と思われるものを残すにすぎない。

出土遺物（第15図、図版18—8, 9、図版19—1）

土器

甕 復元できたものが3個体、その他底部破片4個体を数える。いずれも輪積みの際の粘土ひもの痕跡が顕著であり、内面は横あるいは斜め方向のカキ目、外面は縦方向のカキ目で整形されている。底部はすべてヘラケズリで調整され、わずかに木葉痕がみられるものもある。口縁部は横方向の指(布)ナデが行なわれている。6・7は重なり合って出土している。6は外面、口縁部付近から底部まで縦方向のカキ目、内面は横方向のカキ目が施されている。口縁部には一段棱を有し、頸部付近まで指ナデが施されている。底部は立ち上がり1cm付近までヘラケズリで調整されている。また、輪積の痕跡が割れ口からうかがえる。7は外面縦方向のカキ目が底部まで至り、内面は横、斜め方向のカキ目が施されている。口縁部は強く外反し、内外面ともに指ナデがなされている。底部はヘラケズリによりていねいに調整され、器全体に輪積による凸凹が2cm~3cm巾で顕著にうかがえ胴部中央付近に接合部が顕著である。5は磨滅のため内外面とも部分的にうかがえる程度であるが、外面は全体に縦方向のカキ目が底部下端まで至り、内面は横方向のカキ目が施されている。底部はわずかに木葉痕がうかがえ、立ち上がり3cm付近までヘラケズリがなされており、内面は指ナデにより

きれいに整形されている。口縁部は強く外反し、内外面ともに指(布)ナデが施されている。胸下部に輪積の接合部が明瞭である。底部破片は木葉痕を顕著に残すもの2点、ヘラケズリのあるもの1点である(4)いずれも外面縦、内面横、斜め方向のカキ目がある。

瓦 平瓦の小片が出土している。

第9号住居跡（第16図、図版5下）

本住居跡は東西約5.90m、南北5.30mのほぼ方形の平面プランを呈している。壁は非常に良好でほぼ垂直に立ちあがっており床面までの深さ約30cmを測る。床面は固くしまっているがやや凸凹がある。壁直下には周溝が周っており平均巾約20cm、深さ約5cmを測る。住居跡東壁にカマドが設けられている。煙道部は若干住居跡外に飛び出る構造をもつ。袖部は両袖とも黄色粘土で作られ、遺存の良好なものであるが天井部は壊れており明確に確認できない。焼土は約1m×1mの範囲に分布しており特に焚口部は赤く焼け固くなっている。

カマド北側には約70cm×70cm、深さ約30cmのピットがあり、埋土中には土器片、焼土、炭化物が混入しており灰捨て穴と思われる。柱穴は住居跡の4隅にある。北側にある2個は比較的浅いが、南側にあるものは床面より深さ30cmを測るしっかりしたもので主柱穴と思われる。床面南西部にピットが認められるが性格は不明である。

出土遺物（第17図）

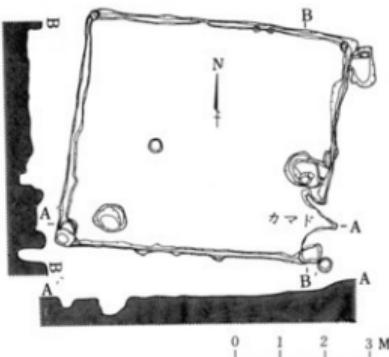
土師器

杯 底部、口縁部破片が2点出土している。いずれも内面は黒色処理が施されている。口縁部の個体は丸底を呈するものと思われる。

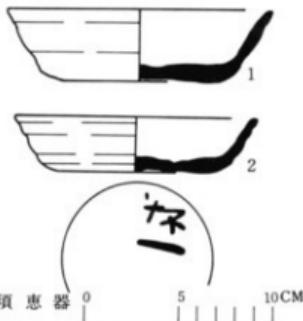
甕 1点出土している。内外面ともカキ目で整形されている。

須恵器

杯 カマド内から1点出土している。回転ヘラ切り痕を有し、再調整は施されていない。底部に墨書きがあり、赤外線写真の結果「杯一」と判読された（2、図版24—9）



第16図 第9号住居跡



第17図

第9号住居跡出土遺物

瓦

カマド北側の焼土、炭の多量に混入するピットより1点とカマド焚口より1点出土している。いずれも平瓦で小片である。

豎穴遺構（第20図、図版6上）

第5号住居跡の西2mの地点で検出された。東西に長い楕円形で西壁は不明である。東壁は45°の角度で傾斜し、深さは約60cm程である。床面と思われる部分には炭化物層堆積し、その上面より刀子が1点出土している。埋土は黄褐色土で粒子も粗く一部に埋められた状態を呈する。遺構の性格は不明である。

出土遺物（第18図、図版19—13）

土師器

いずれも内面黒色処理がなされていない丸底杯が4個体出土しているが図示できるのは3個体である。4は内面にヘラミガキを施し、外面はヘラケズリの後に簡単にミガキを施している。2・3は内外面とも細かなヘラミガキを施している。甌は底部破片が3個体分出土している。

須恵器

1は再調整を施さない回転ヘラ切り痕を有する杯である。5は外面にヘラケズリがなされ、自然釉がみとめられる長頸壺の底部破片である。内面は2mm巾、8本が1単位となるカキ目が横方向に施され、底部には「キ」の窯印と思われるヘラ状工具による刻印がある。

鉄製品

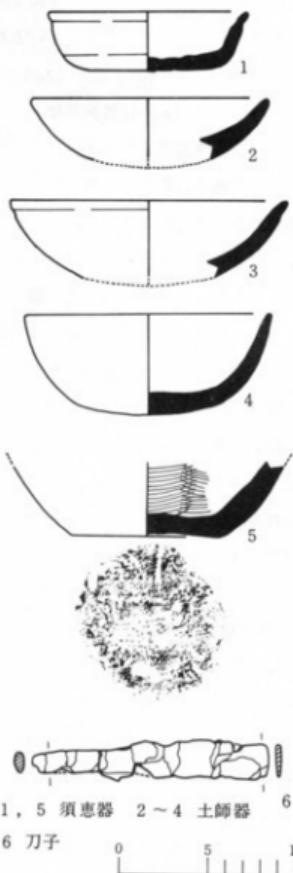
刀子が炭化物層上面より出土している。全長13.4cm、最大巾2cmである(6)。

瓦

平瓦小片が出土している。

溝状遺構（図版6下）

東西約12m、南北約14m程を呈する溝である。溝西端は擾乱溝によって切られておりどこまで伸びるか不明で



第18図 豊穴遺構出土遺物

あるが、西側は崖面である。整地層上より堀り込まれており、平均巾約30cmを測り、溝底部までの深さは約40cmを測る。性格は不明である。

遺物は、溝内より回転糸切り痕を有する須恵器杯破片が出土している。

ピット群（図版6上）

第5住居跡の北側にて確認されたもので、5個程検出された。そのうち4個の平面形はほぼ円形を呈し、深さ80cmを測るしっかりしたものである。他の1個の平面は方形を呈し、東西約50cm、南北約50cmを測り、深さは確認面より約60cmを測る。このピットは柱穴として考えられるがこれに伴うピットの検出はできなかった。

(3) その他の出土遺物

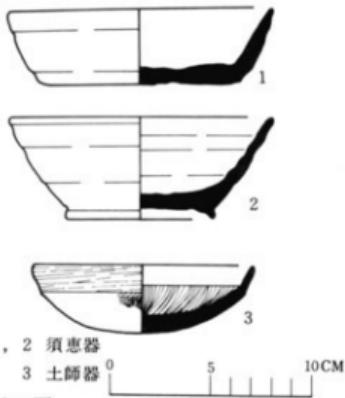
BK～BM-54～59グリット出土遺物（第19図、図版19-3,4,5）

土師器

3は内外面黒色処理を施した丸底の杯で、ほぼ完形で出土した。体部中央よりやや上に稜を有し、これより口縁部にかけて横方向のヘラミガキがなされている。稜より底部にかけては不定方向のカキ目が全面に施されている。内面は全面に放射状のヘラミガキが施され、部分的に細かい沈線状の使用痕がみとめられる。

須恵器

1は回転ヘラ切りで、再調整を施さない杯である。
2は回転ヘラ切り、高台張付後底部全面を軽く指ナデを行なっている。内部全面に極めて薄い黒色の付着物がある。意識的に入れた物質が付着したものであろう。



1, 2 須恵器

3 土師器

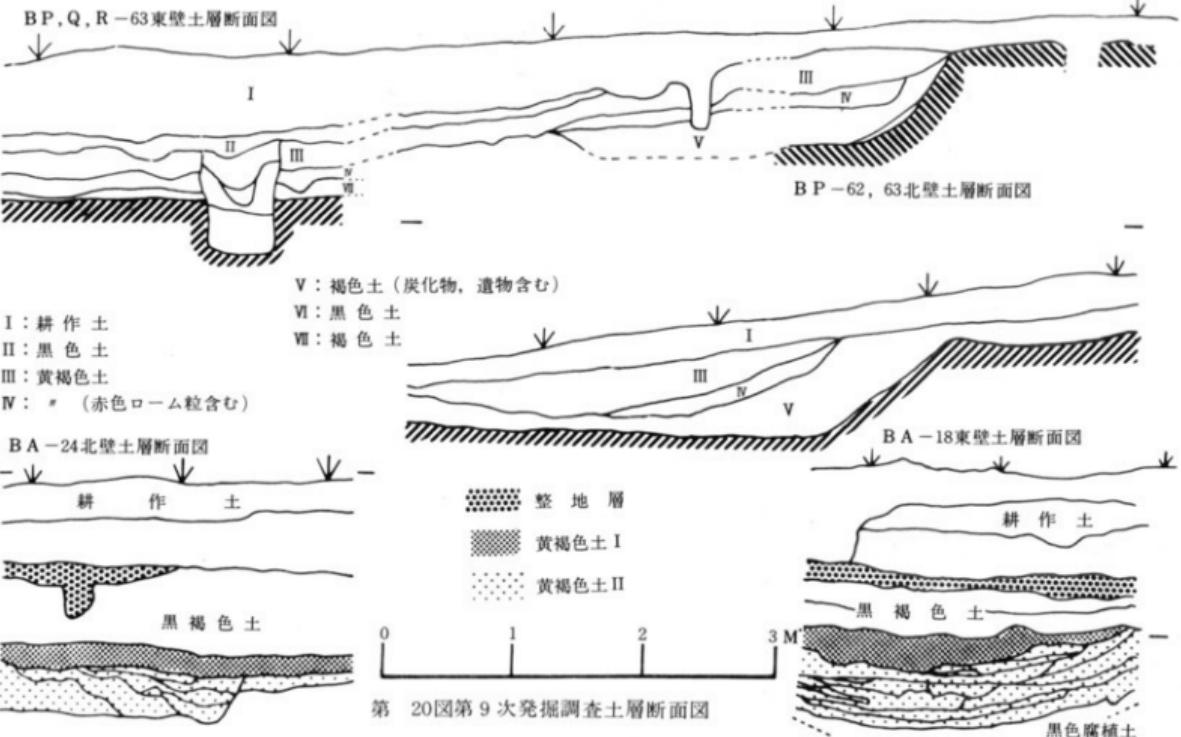
第19図

BK～BM-54～59グリット
出土遺物

南東沢部グリット出土遺物（第21図、図版19-6～12）

現地表下約60cmに厚さ約15cmの黄褐色粘土を多量に含む整地層と考えられ、明褐色の層が沢部凹地全体を覆っており更にその下層に黒褐色土を間にはさみ、多量の土器、焼瓦を出土する黄褐色土がある。黄褐色土は大きく二層に分かれ、上層は整然とした層をなすが、下層は粘土、砂、炭化物が混入し、更に細かく分かれる。一括して、上層を黄褐色土Ⅰ、下層を黄褐色土Ⅱとした。黄褐色土Ⅱの下は、水分を含む黒色腐食土である（第20図）。

遺物は整地層、黄褐色土Ⅰ・Ⅱ、黒色腐食土より出土しているが、大半は黄褐色土Ⅰ・Ⅱからの



出土である。

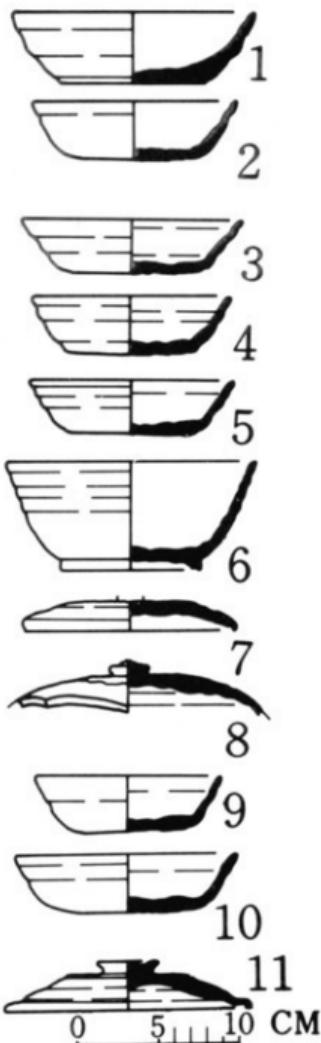
整地層：回転糸切りで再調整のない厚手の須恵系土器(1)と、回転ヘラ切りで再調整がなく、切り離し後、棒状の台に置いた痕跡があり、内外面とも火だすきのある須恵器杯(2)が出土している。

黄褐色土Ⅰ：回転ヘラ切りで、調整とは言い難い簡単な指ナデが残り、内外面とも火だすきのある須恵器杯(3)、回転ヘラ切り再調整のない須恵器杯(4・5)、回転ヘラ切りの須恵器高台付杯(6)、ツマミは欠損して不明であるが、ツマミ接合部に十数ヶ所の刺突を施し、天井部に回転ヘラケズリを施した須恵器蓋(7)が出土している。

黄褐色土Ⅱ：回転ヘラ切りで、再調整がなく、切り離し後棒状の台に置いた痕跡が残る須恵器杯(8)、回転ヘラ切りで、簡単な指ナデを施した須恵器蓋(9)が出土している。

黒色腐食土：中央に凹のある偏平なツマミを有し、平坦な天井部にはヘラケズリがなされ、中心より3.5cm付近に1.5mmの沈線が回り、口縁部がわずかに内反する須恵器蓋が出土している(10)。

(石郷岡誠一)



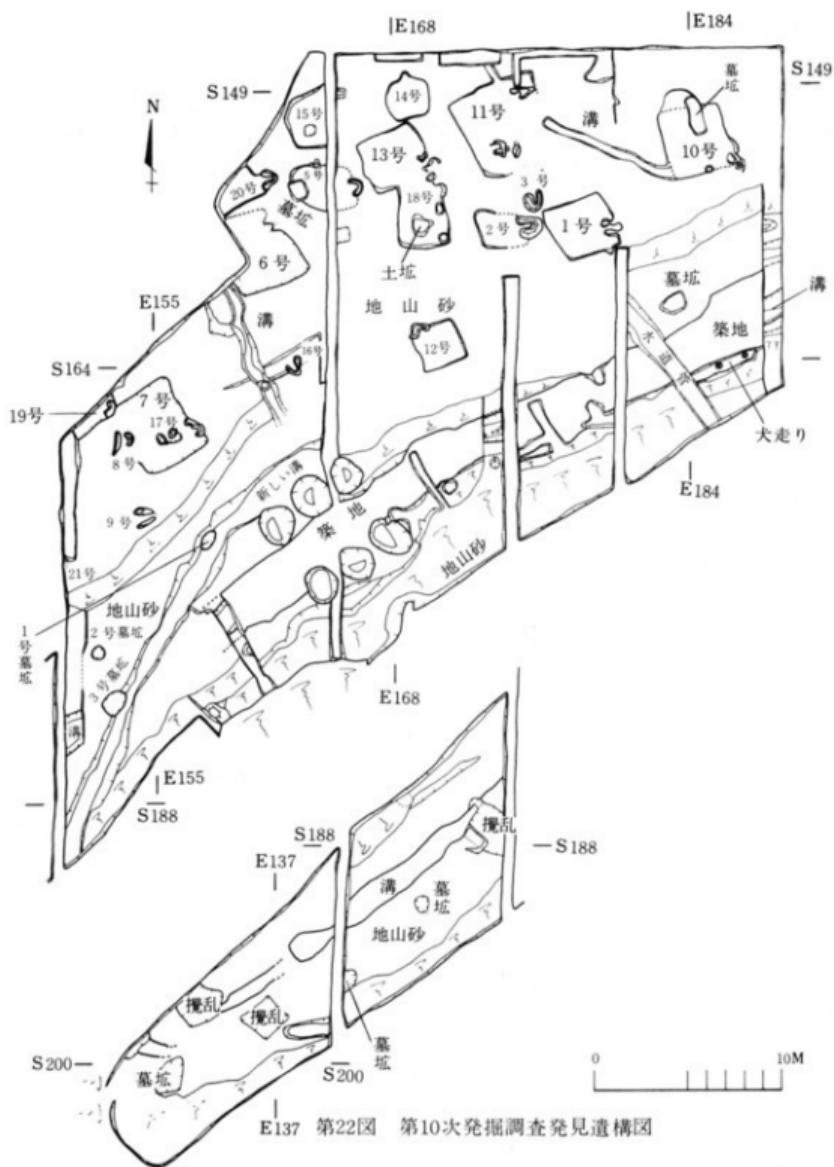
1　須恵系土器
2～10　須恵器
第21図
南東沢部
グリット出土遺物

III 第10次発掘調査

(1) 調査経過

第10次発掘調査は、秋田市寺内字鶴ノ木を対称とした。

調査地は、高清水小学校グラウンド南に隣接する畠地である。グラウンド南端には以前より土壘といわれている土手状の高まりが残っており、その延長線上にあたる。標高は、40mでグラウンドとはほぼ同レベルである。調査の発端は、近年宅地造成のため土取りがなされた畠の斜面に、黄褐色の積土と水平に並ぶ瓦層が発見された。昭和34年～37年の国営調査の際一部調査されているが、報告はされていない。これまで土壘の性格が明確にされておらず、その性格の探究とそれに伴う関連遺構の調査を主な目的とした。調査期間は、7月1日から10月18日までを費し、約1179m²(357坪)の面積を発掘した。7月1日、護国神社グラウンド内の測量原点より測点移動を行ない翌2日3mグリットを設定し発掘作業を開始する。19日までに表土剥ぎを終了、土壘の延長線上にあたる一段高い畠は、表土を除去すると東西方向に巾4m程の赤褐色粘土の積土が確認された。一段低い畠は表土から砂質土で、好天続きのため土層が堅くしまり作業に困難を極めた(8月4日)。8月5日、約30年前、高清水小学校に水を供給するため、土壘を切って埋設された水道管を掘り起こし、断面を観察したところ、黄褐色粘土を堅く叩きしめた版築と、大走りと思われる積土を確認した。また、瓦層が大走りより外側に斜面に平行して堆積しており、これまで土壘と考えられていた高まりは築地と考えられるに至った。8月6日、瓦層を残し、築地崩壊土を除去する。後世の削平のため保存状態はいが、一部の大走りに焼面と、2個の寄柱と思われるピットを検出した。また大部分表裏黒色を呈する瓦が多量に出土した。築地崩壊土除去作業終了(8月23日)。同23日、調査地西側の築地崩壊後に掘り込まれた土塙を調査、その結果長径1m、短径0.6～0.7mの土塙墓を検出した。2体の人骨と「永樂通宝」「大元通宝」「寛永通宝」の古銭が出土した。この他に墓塙と考えられる落ち込みを数ヶ所確認したが、調査には至らなかった。尚出土した人骨は無縫合として秋田市の方に安置した。8月24日、築地内側の一段低い部分を精査、赤褐色砂層より多量の土器、瓦片が出土、須恵系土器もかなり含まれている。同28日、1号住居跡と数ヶ所のカマド跡を検出した。壁は確認できなかつたが、住居跡に伴うものと考えられる。9月5日より土層観察用畦のセクション図を取り、畦を取りはずす(同7日)。9月13日までに20軒の住居跡(カマドだけのものも含む)を検出し、その精査を行なう。また築地崩壊土中の瓦層の実測、写真撮影を行ない瓦を取りあげる。9月20日、築地を精査したところ築地をまたぐような状態で円錐または平底を呈する6本の堀立柱を検出した。築地崩壊土より掘り込んでおり、築地との新旧関係が判明した。埋土中には、土器、瓦層が混入している。築地断面図を作成するため4ヶ所に1m巾のトレーナーを入れたところ築地版築を切っている溝状遺構を確認した。埋土からは、堀立柱内混入遺物と同様の遺物が出土した。9月30日までに土層観察用畦のセクション、堀立柱のセクションを取り、10月1日遣り方設定し翌2日



より実測に取りかかった。從来まで土壘と考えられていた土手状の高まりが築地であるという新事実、また住居跡群の確認が1.5mという予想以上の深さに達したため、数度の土砂崩れに合い調査期間がかなり延長された。10月31日全ての調査を終了した。

なお、9月1日は、築地など多数の遺構が発見されたため、新聞発表を行なった。翌2日は、秋田市で開催された「北奥古代文化研究会」の現地見学会、さらに9月30日は、一般市民を対象に現地説明会等を行ない、遺跡に対する理解と重要性を説くことに努めた。

(小松正夫)

(2) 発見遺構と出土遺物

住 居 跡

第1号住居跡（第23図、図版8上）

東西約3.1m×南北約3mの隅丸の方形のプランを呈し、住居跡の周壁が完全に検出された。深さは床面より20~30cmを測り、地山砂を掘り込んでいるが保存状態は、比較的良好である。カマドは東壁南寄りの部分に設けられており、巾40cm行50cmで、焚口部に炭、カマドの崩壊土に混り、多量の平瓦が検出され、両袖部に瓦を使用していたと考えられる。住居跡の方向は30°程西に偏し、周溝、柱穴はみとめられない。

出土遺物（第24図、図版20-1~3）

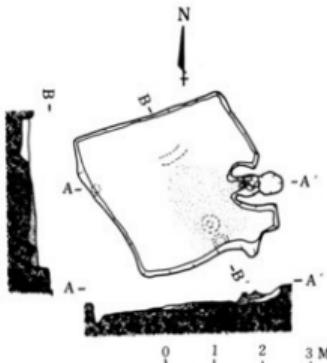
埋土より、砥石、鐵鎌、鐵鎌、瓦、土師器内黒丸杯小片、土師甕、須恵器杯、蓋、カマド内より、土師甕、須恵蓋、瓦が出土している。

土 師 器

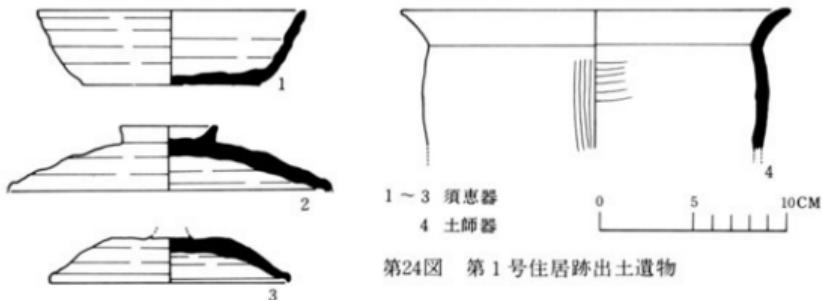
杯 埋土より、内面黒色処理、内外面ヘラミガキの施された小片が数点出土している。一点は平底、他は全て丸底を呈する。丸底を呈する一点には低い段を体部にもつものがある。

甕 埋土より、同一個体と思われる底部、口縁部が出土している。口縁部は「く」の字状に外反し、底部はヘラケズリが施されている。内外面共にカキ目があるが、内面は横、外面は縦の方向であり、指ナデは口縁内外面に行なわれている。体部外面に部分的に煤状の炭化物が付着している(4)。カマド内出土のものも、口縁が「く」の字状に外反し、内面は横、外面は縦のカキ目が施されている。

須 惠 器



第23図 第1号住居跡



第24図 第1号住居跡出土遺物

杯 埋土より、小片が三点程出土しているが復元可能なものは一点である。底部は手持ちのヘラケズリにより、きれいに再調整され、切り離しは不明である。体部にはロクロ痕が顕著である(1)。

蓋 埋土より二点、カマド内より一点が出土している。埋土より出土の二点は、天井部から口縁部にかけて極端に丸味をもち、天井部に回転ヘラケズリがなされ、つまみの欠損したものと、粘土ひもを環状にして貼り付けたつまみを有し、天井部から口縁部にかけて直線内に伸びるものであり、須恵質独特の固さを失ってかなり磨滅しているものである(2)。カマド内出土の一点は天井部が平坦であり、口縁部にかけて丸味を帯び、端部に至りわずかに内湾する。天井部はヘラケズリがされ、内外面ともに、ロクロ痕が顕著である。ツマミは欠損しており不明である(3)。

砥 石

埋土より、小孔をうがった提げ砥石が一点出土している。

鐵 製 品

埋土より、鉄鎌3点、鉄鏟2点が出土している。鉄鎌の一点は瓦に密着し、わずかに木部が残る。一点はほぼ完形である。

瓦

埋土、カマド周辺より平瓦、丸瓦が多量に出土している。又、カマド袖部補強のため平瓦が使用されている。

第2号住居跡（第25図、図版8下）

東西約2.5m、南北約2mの大きさで、極めて小規模の竪穴住居である。周壁は北西隅、南西隅西壁が確認され、東西に長い方形を呈すると考えられる。カマドは東壁に設けられたものと考えられ、巾60cm、奥行1mを測り、住居の規模と比して大きく、粘土組みの両袖部には更に焚口に向かい平瓦を立て補強されている（第26図）。住居方向は長辺が東西線に一致し、周溝、柱穴はみとめられない。

出土遺物（第27図、図版20—4）

カマド内からと、床面と思われる地山直上の炭化物を含む砂層から、土師器、須恵器杯、甕小片が出土している。

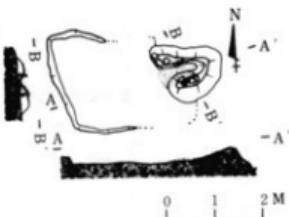
土 師 器

甕 カマド袖部床面から出土している。いずれも外面縦、内面横のカキ目が施され、床面出土の口縁部は「く」の字形に外反し、外面に指ナデが行なわれている。

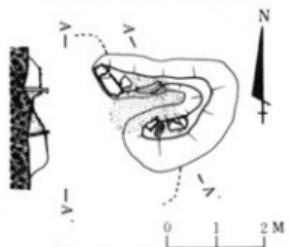
須 惠 器

杯 カマド袖部より一点出土している。ロクロ痕が明瞭であり、底部は回転ヘラ切り痕で、再調整はなされていない。内外面とともに火だしきがみられる。

甕 床面より体部小片が出土している。内面に同心円状のアテ板、外面に葉脈状のたたき板の痕跡がみられる。



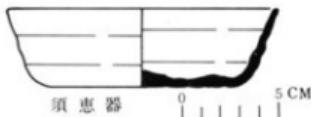
第25図 第2号住居跡



第26図 第2号住居跡カマド

第3号住居跡（第28図、図版8下）

住居周壁は確認することができなかつたが、カマドが検出されている。南向きに設けられたカマドであり、巾60cm、奥行き60cmを測り、粘土組みである。



第27図 第2号出土遺物

出 土 遺 物

カマド内より土師器杯、甕、須恵器杯、高台付杯、蓋が出土した。

土 師 器

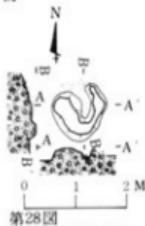
杯 小破片が数点出土した。うち2片は丸底である。内面は黒色処理を施し横方向にヘラミガキが見られる。外面は底部をヘラケズリで整形したもの、底部、体部ともヘラミガキを施しているものがある。

甕 数個体分の破片が出土した。うち1片は木葉痕である。胴部破片は多量に出土している。内面横方向、外面縦方向にカキ目を施しているもの、外面はヘラケズリ、内面を横方向のカキ目で整形しているもの、外面にのみカキ目を施しているものがある。

須 惠 器

杯 小破片が数点出土した。底部破片は回転ヘラ切り後、回転ヘラケズリで整形している。口縁部破片はロクロ痕が明瞭であり、わずかに外反している。

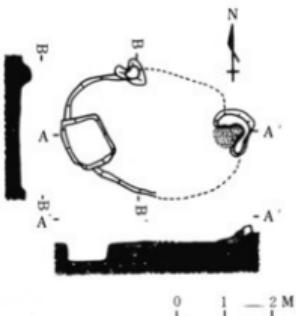
高台付杯 底部の小破片が出土した。底部を回転ヘラケズリで整形した後に高台をつけていると思われ、周縁をナデて整形している。



第28図 第3号住居跡

第5号住居跡（第29図、図版9上）

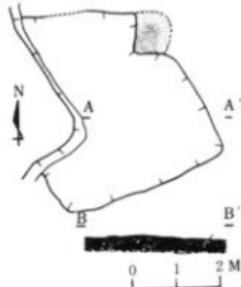
2号住居跡と同様、カマドと西側の周壁の一部が確認されただけであるが、周壁は楕円形のプランを呈するものと考えられる。短径 2.5m、長径 3.7m 程と考えられるが、東側の周壁が不明なため確かではない。カマドは粘土で築かれ、東向きに設けられている。住居の方向は短径がほぼ磁北に一致し、深さは床面より 10cm と比較的浅い。住居西側に、周壁を切って深さ 35cm × 70cm × 90cm の掘り込みがあり、埋土より骨片を検出しており、後世の土塙墓と考えられる。



第29図 第5号住居跡

第6号住居跡（第30図）

東西約 3.8m、南北約 3.7m の隅丸の方形を呈する竪穴住居跡である。上層の赤褐色土から掘り込まれたものと考えられるが、耕作のため周壁は削平され、地山砂のわずかな掘り込みがプランとして確認できるだけである。カマドも削平されているが、北東隅に焼土及び、炭が検出している。住居の方向は 20° 程西に偏し、柱穴、周溝はみとめられない。



第30図 第6号住居跡

出土遺物

埋土より須恵器蓋の破片のみ出土した。

回転ヘラケツリで整形し、偏平なツマミをつけている。

第7号住居跡（第31図、図版13下）

東西約 3.8m、南北約 4.3m、西壁を失っている隅丸方形の竪穴住居跡である。周壁はかなり削平されていると考えられるが、床面からの深さは東壁カマド焚口付近で 10cm を測る。カマドは東壁東南隅寄りに設けられ、北側袖部は土師甕を倒立させ使用しており、巾 30cm、奥行 30cm、を測る（第32図）。住居の方向は西に 30° 程偏り、柱穴、周溝はみとめられない。住居内にさらに、



第31図 第7, 8, 9, 17, 19号住居跡

カマドを検出しているが、本住居、床面のレベルより高い位置にカマドが築かれており、本住居の上に重複して住居跡が存在し、周壁は7号住居の周壁が削平された段階で、同じく削平されたものと考えられる。17号・8号がそれであるが、両者より7号住居が古いことは明らかであるが、17号・8号の新旧関係は不明である。

出土遺物（第33図、図版20—5）

カマド左袖部より倒立した状態で土師甕が出土している。袖部の補強に使用されたものであり、欠損部がかなりある。外面は縦、内面は横方向の櫛目状工具による調整が施され、口縁部外面は指ナデが行なわれている。

第8号住居跡（第31図、図版13下）

7号住居跡内、西壁にあたる個所にカマドが検出された。周壁は削平され、確認することができなかった。カマドは粘土組みの両袖部が残っているが、かなり破壊されており、焼土、炭が南側に検出するところから、焚口は南側、北向きのカマドと考えられる。

第9号住居跡（第31図、図版13下）

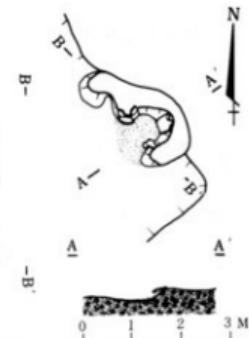
カマドが検出されたが、周壁は確認されていない。巾70cm、奥行90cm、粘土で築かれ東向きに設けられている。

出土遺物

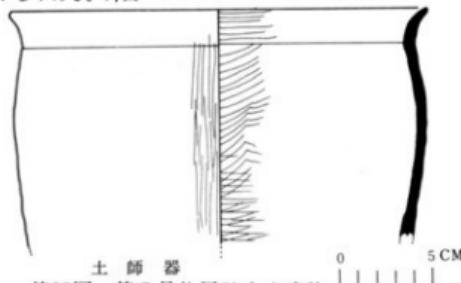
カマド内より土師器甕、須恵器杯、高台付杯が出土した。

土 師 器

甕 2個体分の口縁部小片、数個体分の胴部小片が出土している。口縁部小片は口唇部に凹線がめぐっており外面頭部より下間に縦方向の比較的巾の広いカキ目を施し、内面は口縁部より頭部まで横方向に比較的巾の広いカキ目を施している。また内外面とも横方向にきめ細かいカキ目を施しているものもある。胴部破片は外面縦方向、内面横方向にカキ目を施しているもの、外面にのみカキ目のあるもの、また外面は縦方向にヘラケズリを施し、内面は不規則なカキ目で整形しているもの



第32図 7号住居跡カマド



第33図 第7号住居跡出土遺物

0

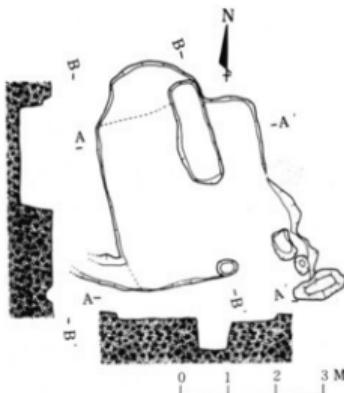
5 CM

もある。

須恵器

杯 底部の小破片が1片出土した。回転ヘラ切りで切り離した後回転ヘラケズリを施し整形している。

高台付杯 2個体の破片が出土した。回転ヘラ切りで底部を切り離し、ヘラケズリした後に高台をつけ周縁を指ナデによって整形している。内面中央部にも指ナデ痕がみられる。胎土、焼成とも良好である。

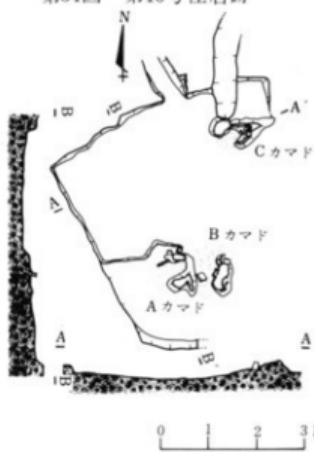


第34図 第10号住居跡

第10号住居跡（第34図、図版9下）

東西約3.2m、南北約3.5m、隅丸の方形を呈する竪穴居である。周壁は西壁、北東隅、東壁、南壁の一部が検出された。北壁、西南隅は後世の土塙墓、溝の掘り込みにより、破壊され、東壁の南半分も耕作による擾乱をうけている。カマドは、東壁中央部に焼土、又東南コーナー部には焼けた粘土塊が検出されているが、擾乱のため、確認することはできなかった。いずれにしても、東壁から東南隅にかけて設けられたものと考えられる。周壁の深さは、比較的保存良好な西壁付近で、15cmを測るが、削平されているとみるべきである。住居の方向は西に16°程偏り、柱穴、周溝はみとめられない。

北壁を破壊し、住居跡を覆う、赤褐色土上層から掘り込まれた土塙墓は巾70cm、長さ2.3m、住居床面から70cmの深さを測り、内部より骨片が検出している。



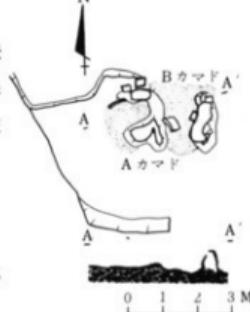
第35図 第11号住居跡

出土遺物

本住居跡内には後世の土塙墓が作られており、住居跡そのものの擾乱が著しく、本住居跡の遺物は、埋土内より土師器杯、甕、須恵器系土器杯、須恵器杯、蓋が出土している。そのうちの須恵器杯の底部破片には回転糸切り痕、静止糸切り痕をもつものがみられる。

第11号住居跡（第35図、図版10上）

東西約4.9m、南北約4.2mの方形の竪穴住居跡である。周壁は北



第36図 Aカマド Bカマド

壁、西壁、北東隅、東西隅が検出されているが、東壁、南壁、東南隅は確認されなかった。本住居付設のカマドは東壁或いは南壁にあつたらしく、既に破壊されており、住居跡内に位置する三基のカマド（新より a、b、c と仮称）はすべて本住居より新しい住居に付設されたものである。検出されたカマドは三基すべて11号住居床面より高いレベルにあり、住居北東隅に位置する。焚口部と思われる焼土面が11号住居床面に接したカマド（c）が三基の中で最も古いものと考えられる。住居南側に位置する二基は西側のカマド（a）が東側のカマド（b）の西袖部を破壊して設けられており、後者が古いものと考えられる。新しい順序に a カマド、b カマド、c カマドと仮称した。住居の方向は西に 30° 程偏り、周壁の深さは、北壁付近で床面より 20cm 程を測る。周溝、柱穴はみとめられない。

a カマド、b カマドの西袖部を破壊して設けられており、焚口部から続く床面の一部が検出されている。この床面は11号床面より 20cm 程高く、焚口部からの焼土及び炭化物の堆積がある。カマドは東向きに設けられ、粘土で築かれており、北側袖部には焚口部に凹面向て平瓦を突き刺した状態で立てており、周辺からも平瓦破片が倒れた状態で検出されているところから、カマド外縁に平瓦を並べ立てたものと考えられる。更に同じ袖部に土師甕が倒立して検出されており、瓦と併用して袖部の補強を行なったものと考えられる。カマド巾 40cm、奥行 50cm である（第36図）。

b カマド、a カマド東側に位置し、南向きに設けられている。西袖部は a カマドによって壊されており、東袖部だけが検出されている。袖部には土師甕を倒立させ使用しており、カマド内部より平瓦、丸瓦が出土している。焚口部のレベルは a カマドより 20cm 程低い（第36図、図版10下右）。

c カマド、11号住居内に北東隅に位置するもので、三基のうち最も古いと考えられるカマドである。焚口が11号住居内に 1.30m 程入り込み、巾は北袖部が残るのみで不明であるが、奥行きは 0.8m 程であり、住居跡内にカマドが入り込みすぎ、11号住居に付設されたものとは考え難い。カマドは東向きに設けられ、粘土で築かれた北袖部には凸面向て平瓦がたてられており燃焼部には平瓦の破片を突き立て、カマドの支柱に使用している。カマドで使用したと思われる土師甕一個体が焼土内より出土している（図版10下左）。

出土遺物（第37図、図版20—6～8）

11号住居跡はプランが不明瞭であるが、カマドの構築より三期に分けられる。プランが不明なため、カマド出土以外の遺物はすべて埋土内出土とした。埋土からは須恵系土器、回転糸切り痕を有する須恵器杯、砥石が出土した。

a カマド

土師甕破片が出土した。口縁部が外反し口唇部近くでは直立する。外面は頸部より数センチ下まで指ナデによるロクロ痕状の沈線がみられる。胴中央部より下は縱方向のケズリ痕が認められる。内面は頸部より数センチ下まで横方向の指ナデを施し、それより下は斜方向のカキ目で整形さ



第37図 第11号住居跡出土遺物

れている(2)。

b カマド

土師器甕、須恵器が出土している。

土 師 器

カマドより2個体出土した。カマド内より出土した土器は器高が12.5cmの小型である。外面は全面に棒状の工具でカキ目が施されている。底部に致って方向が若干乱れる。工具巾は2cm程である(3)。カマド東ソデ出土土器は、13号住居跡出土同様倒立しておりソデ部の補強に用いられたものであろう。外面は縦、内面は横方向のそれぞれきめ細いカキ目が施されている。内外面には2~3cm巾の粘土ヒモの繰ぎ目が明確である(4)。

須 恵 器

杯片が出土した。カマド内からは回転糸切り痕を有する土器、カマドソデ付近出土土器は器肉が全体に厚く底部近くでそれが著しい。高杯と考えられる(1)。他の一点は底部全面に回転ヘラケズリが施されており丸底風を呈する。切り離し手法は不明である。

c カマド

土師器甕破片が出土した。口縁部は「く」の字状に外反し、頸部より下は縦方向のカキ目で整形

し、内面は指ナデを施している。

第12号住居跡（第38図、図版11上）

東西約2.5m、南北約2.2mの大きさであり、隅丸方形を呈する比較的小規模の竪穴住居跡である。地山砂を掘り込んでおり、周壁は四辺とも残り、西南隅で、床面より15cmを測る。カマドは北西隅に設けられており、巾60cm、奥行き40cmを測る。住居の方向は、25°程西に偏り、周溝、柱穴はみとめられない。住居内より、須恵系土器が出土しており、時代が下る住居跡と考えられる。

出土遺物（第39図、図版21-1,2）

須恵系土器とカマド付近より土師甕の小片が若干出土した。

須恵系土器

復元可能な杯が2個と、小片が若干いずれも床面より出土した。回転糸切り痕を有し、切り離し後の再調整はない。赤褐色を呈し、焼成良好で硬質である。

第13号住居跡（第40図、図版11下）

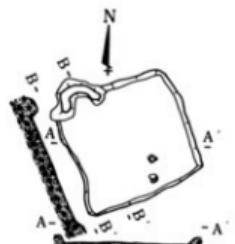
東西約3.1m、南北約2.8mの大きさの竪穴住居跡である。周壁は南壁を18号住居によって壊されているが、隅丸の方形を呈し、深さは北壁で床面より15cmを測る。カマドは東南隅に東向きに設けられ、巾50cm、奥行き60cm程を測り、粘土組みの両袖部には土師器甕を倒立させ使用している（第41図、図版12上）。又、北西隅に、径20cmの範囲で焼土が検出され周辺より、平瓦、川原石、土師器甕断片が出土している。住居の方向は30°西に偏り、周溝、柱穴はみとめられない。

出土遺物（第42図、図版21-3～6）

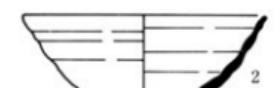
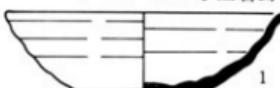
床面からは須恵器、土師器、埋土からは砾石、瓦片が出土している。

土 師 器

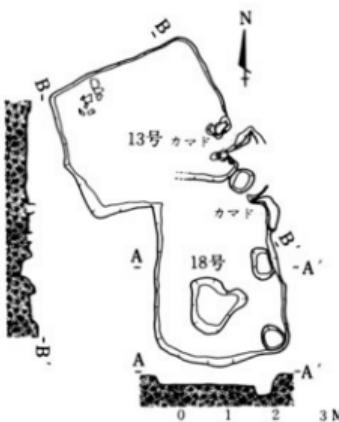
甕が4個体と、埋土から回転糸切り痕を有する杯が出土した。甕はいずれも長胴で「く」の字状に外反する口縁と頸部には指ナデによって生じる一段の稜を有するのが特徴である。（カマド内出土



第38図 第12号住居跡



1, 2 須恵系土器 0 5 CM
第39図 第12号住居跡出土遺物



第40図 第13号住居跡・第18号住居跡

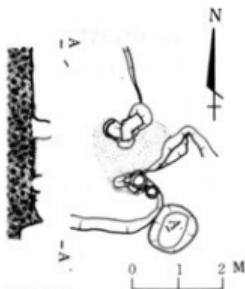
の土器は小型の甕と思われるが復原不可能である。) カマド両ソテ出土土器はいずれも倒立し、欠損部が多い。破損した状態のものを両ソテ補強のため用いたものであろう。北ソテの土器はほぼ完形に近い。内外面とも頸部から口縁部にかけてカキ目で整形した後指ナデを施している(4)。南ソテの土器は下半部が欠損している。頸部には指ナデによる2本の凹線がみられる。両者とも内外面をきめ細いカキ目で整形しているが部分的に粘土ヒモによる輪積み痕が明確である(3)。

須 惠 器

埋土より杯の小片が多数出土した。完形品に近い2個は、回転ヘラ切り痕を有し比較的浅い(1, 2)。1個はカマド南ソテに接して出土した。カマド付近からは内面に青海波文のアテ板痕を有する甕の小片が若干出土した。

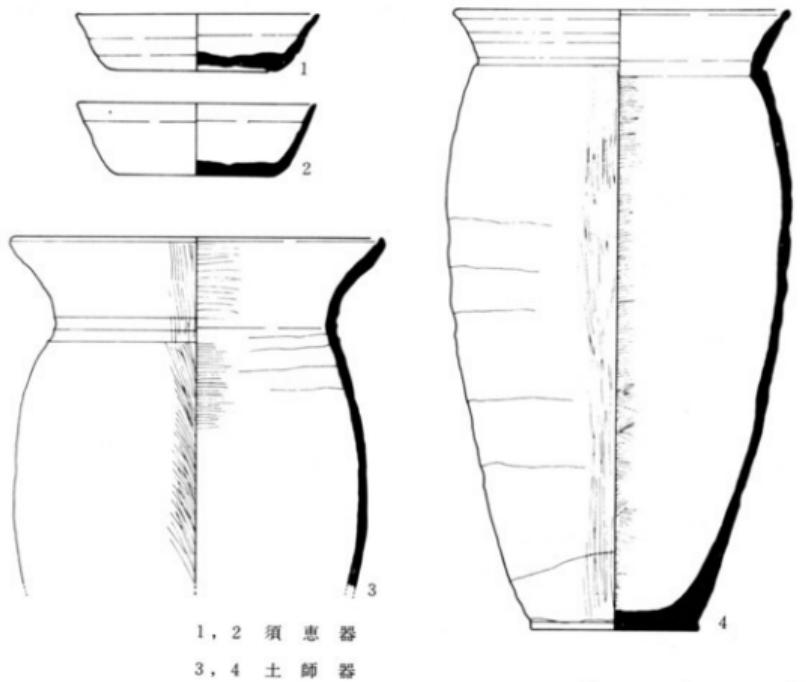
瓦

埋土内より出土。平瓦片5、丸瓦片4個でいずれも小片である。中には火を受けに瓦もある。



第41図

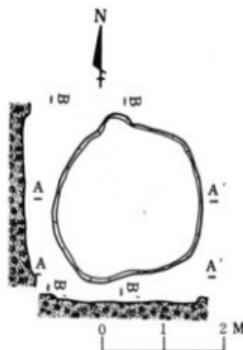
第13号住居跡カマド



第42図 第13号住居跡出土遺物

第14号住居跡（第43図）

東壁及び南壁がほぼ直線、北壁、西壁が弧をなす不整円形の竪穴住居跡である。東西 2.4m、南北 2.2m を測り、極めて小規模のものである。深さは床面より 10cm を測り、比較的浅く、カマドはみとめられない。住居方向は 10° 程西に偏り、周溝、柱穴もみとめられない。



第43図 第14号住居跡

出土遺物

埋土内より土師器杯、甕、須恵器杯が出土した。

土師器

杯 口縁部の小破片 1 片のみの出土である。内外面とも横方向にヘラミガキを施し内面には黒色処理を施している。

甕 数個体分の破片が出土した。内外面あるいは、外面のみカキ目を施し整形しているものがある。

須恵器

杯 口縁部、底部の破片が出土した。わずかに復原実測できるものが 2 点ほどある。1 点は底部切り離しは不明、回転ヘラケズリを施している。底部から体部にかけては丸味をもって立ちあがっている。胎土、焼成とも良好である。もう 1 点は底部があまり明確ではないがおそらく回転ヘラ切り後指ナデを施している。

第15号住居跡（第44図、図版 9 上）

西壁及び、北西隅、南西隅が検出されているが、東半分はみとめられない。西壁は 2.5m を測るが、東西の長さは不明である。深さは西壁付近で床面より 10cm を測り、比較的浅い。住居内に、50cm四方、床面よりの深さ 20cm のピットが検出されているが、現耕作土面よりの掘り込みであり、住居跡とは関係がない。周溝、住穴はみとめられない。

出土遺物

ピット内より土師器甕、須恵器杯、須恵器系土器杯が出土した。埋土内よりは土師器杯、甕、須恵器杯、蓋、甕が出土した。

土師器

杯 埋土より破片が数片出土した。底部破片は回転糸切りで切り離し、周縁を回転ヘラケズリで整形しているもの、また丸底を呈し口縁より 1.2cm 下方は手持ちヘラケズリを施しているものもみられる。口縁部小破片は内外面にヘラミガキを施している。内面には黒色処理を施している。

須恵器

杯 小破片が数片出土した。底部を回転ヘラ切りで切り離したあと再調整を行なわないもの。底部

を指ナデによって整形し、体部にかけてやや丸味をもって立ち上がり、口縁部に 1.7cm巾に自然釉がかかっているもの等がある。

■ 破片が数点出土した。内面をヘラ状工具で整形し、外面は斜格子目状のタタキ板でたたいているものや、内面に同心円状のアテ板、外面を格子目状のタタキ板でたたいているものがある。

第16号住居跡（第45図、図版12下）

カマド及び南壁の一部を検出している。カマドは南向きに設けられており、粘土で築かれている。焚口より40cm付近から北側の床面は削り取られており、わずかにカマド周辺の床面と南壁がみとめられた。深さは、南壁で床面より20cmを測る。

出土遺物

カマド付近より土師器椀、甕が出土した。

土師器

椀 ロクロは使用しておらず輪積の痕跡明瞭である。丸底風であり 第45図 第16号住居跡 内外面とも不規則方向のカキ目を施している。口縁部のつくりは非常に雑である。甕は小片が出土した。

第17号住居跡（第31図、図版13下）

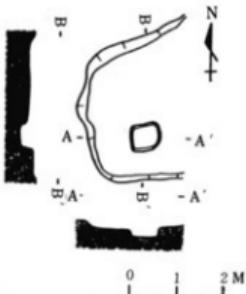
7号住居跡内にて、カマドが検出されている。周壁はすでに削平されており、検出できなかった。カマドは粘土で築かれしており、袖部がわずかに残る程度であるが、検出された焼土の位置から、南向きに設けられたものと考えられる。7号住居床面より高いレベルでカマドが検出されており、7号住居より新しいものと考えられる。

出土遺物

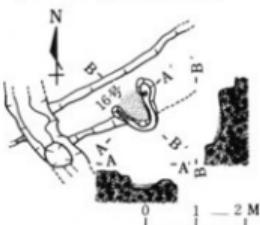
カマド内より土師器甕の破片が出土した。内外面あるいは、外面にのみカキ目を施しているものがある。

第18号住居跡（第40図、図版13上）

東西約2.7m、南北約4m程の隅丸の長方形を呈する竪穴住居である。周壁は北壁と北西隅北東隅を欠く。土層断面より、13号住居埋土上に炭化物の含む18号床面と考えられる層が検出されている。従って18号は13号より新しい住居跡と考えられ、北壁は13号住居内に入り込んでいたと考えられる。



第44図 第15号住居跡



第45図 第16号住居跡

カマドは東壁北寄りに設けられている。カマド北袖部より20cm程の扁平な河原石が検出されており、カマドに使用したものと考えられる。深さは南壁付近で床面より20cmを測る。住居東壁に沿って直径50cm前後、深さ住居床面より20cmの3個のピットが検出されているが、埋土より住居とは関係ないピットと考えられる。同様のピットが18号住居外、東側からも検出されている。又住居床面を20cm掘り込んで、直径1.1mの土塙墓が住居南側で検出されている。周溝、柱穴はみとめられない。住居の方向はほぼ磁北に一致する。

第19号住居跡（第31図）

北側の大部分は発掘区外にあり、カマド及び、南壁の1部、東南隅が検出してお方形を呈するものと考えられる。カマドは東南隅に東向きに設けられ、粘土で築かれている。カマド内焼土より平瓦破片が検出されているが、袖部に使用したものではない。カマド巾は50cm、奥行きは30cmを測る。深さは南壁で床面より5cmを測るが、かなり削平されているものと考えられる。柱穴、周溝はみとめられていない。

出土遺物

カマド内より土師器杯、甕、須恵器杯が出土した。

土 師 器

杯 底部の破片が出土した。底部切り離しは不明、手持ちのヘラケズリで整形している。胎土中には小石粒が多量に含まれている。焼成は不良である。また二次加熱をうけ赤く変色し、もろくなっている。

甕 数個体分の破片が出土した。口縁部は「く」の字状に外反し外面は頸部より下方に縦方向にカキ目、内面は頸部より下方に横方向のカキ目を施している。胴部破片は外面をヘラケズリ、内面に横方向のカキ目を施したものや、内外面ともカキ目で整形しているものがある。

須 惠 器

杯 回転ヘラ切り痕を有する、墨書のある底部の破片が出土した（図版24—5）

第20号住居跡（第46図、図版9上）

北側の大部分は発掘区外にあり、カマド、南壁、東壁の一部が検出している。方形のプランを呈するものと考えられ、カマドは東南のコーナーに東向きに設けられている。カマドは粘土組みであり、焼土内より土師器甕が出土している。カマド巾は約30cm、奥行き約60cmを測り、厚さ10cmで焼土、炭化物が堆積している。南壁は地山砂を約15cmの深さで掘り込んでおり、周溝、柱穴は検出されなかった。

出土遺物 (第47図、図版21—7)

カマド内より土師器杯、甕、須恵器杯、カマド付近の埋土より土師器杯、甕が出土した。

土 師 器

杯 カマド内から、破片が出土した。丸底を呈し、ゆるく湾曲して立ち上がり口縁部はやや外反している。外面は口縁直下より体部にかけ横方向に細かいカキ目 (ハケ目) を施している。

底部は手持ちのヘラケズリした後にヘラミガキを施している。内面はきれいにヘラミガキで整形している。(本来は黒色処理されていたと思われるが化学作用で現在は赤茶色を呈している)。

埋土内より、破片が2片出土した。1片は体部に段を有する丸底の杯であり、内外面ともヘラミガキを施し整形している。内面には黒色処理を施している。1片は口縁部の小片であり、わずかに内反し口縁部が若干隆起している。内面はヘラミガキされ黒色処理が施されている。

甕 カマド内より数個体分の破片が出土した。内外面ともカキ目を施しているもの、外面は荒いヘラケズリで整形し、内面に横方向のカキ目を施しているものがある。

埋土内より数個体分の破片が出土した。内外面ともカキ目を施し整形しているもの、外面は荒いヘラケズリで整形、内面にのみカキ目を施し整形しているものがある。

須 惠 器

杯 カマド内から底部破片が出土した。回転糸切り後、周縁を回転ヘラケズリで整形している。

第21号住居跡

カマドだけが検出されている。粘土組みであるが、方向、巾、奥行きはすでに壊れていて不明である。直径40cmの範囲で焼土が検出しており、焼土内より押し潰された状態で土師器甕が出土している。

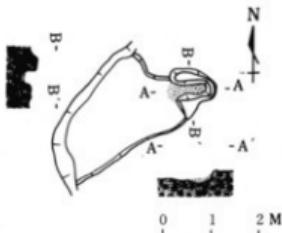
出 土 遺 物

カマド内より土師器甕破片が出土した。口縁部は「く」の字状に外反し下方は縱方向にカキ目を施している。スス状炭化物が付着している内面は横方向にカキ目を施しているが剥落が著しい。また外面にのみカキ目を施しているものもある。

(日野 久)

築 地 (第22図、図版7)

今回の調査で、従来土壘と考えられていた土手状の高まりは築地であることが判明した。



第46図 第20号住居跡



第47図

第20号住居跡出土遺物

これまで想定されている秋田城土壘線の南東隅にあたり、築地南側は8mの高低差を持つ自然斜面になっている。

築地精査の結果、崩壊土を切って構築された6本の堀立柱と築地上を同方向に走る溝状遺構を検出したが、掘立柱と溝状遺構については後述する。

築地は、地山である砂層（飛砂）に黄褐色粘土を積み、本体と大走りを築成している。本体は同質土で厚さ3cm程の版築を行なっている。この場合、基盤層である地山層には、斜面に対する土止め的作業はいっさいなされていない。現存する積土部分は約50cmで、築成土には全く遺物を含まない（第49図、図版16下）。大走り、寄柱を検出できたのは保存状態の良好な東側である。調査地の最西端では、築地本体の積土の大部分は削平されているが、瓦層の堆積によってその存在が確認された。またこの地点では、他の瓦堆積層とは異なり、わずかに西に向ってカーブを描いて堆積している（図版16上）。この瓦堆積状態から東よりほぼ直線的に延びてきた築地は、西方に屈曲することが証明された。東側で検出された大走りはわずか数mであるが、一部に焼面が確認され火災を受けていることが判明した。

寄柱穴は東側の大走りから2個検出できた。径20cm、深さ25cmである。西方では後世の削平が激しく、大走り、寄柱とも検出できなかった。

築地本体基底巾は、築地中央部が溝状遺構によって破壊を受けているため詳細は不明であるが、寄柱、大走り等より算定して、2m強（約7尺）と考えられる。築地崩壊土中より多数の瓦とともに、回転糸切り痕を有し、内面黒色処理を施した土師器杯が出土し、築地崩壊の上限を知る手がかりとなった。

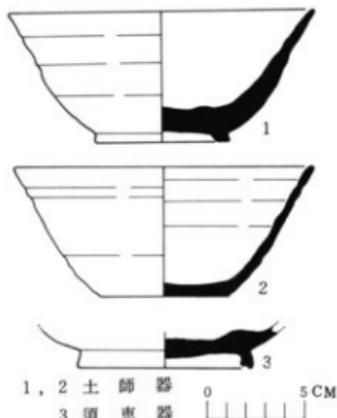
築地崩壊土出土土器（第48図、図版21—8,9）

須恵器と土師器が出土している。須恵器は回転ヘラ切り痕を有する杯と、高台付杯である（3）。

大甕の破片が若干出土した。土師器（2）は、回転糸切り痕を有し、内面は黒色処理を施している。外面体部には、墨書があるが判読不可能である（図版24—1）。

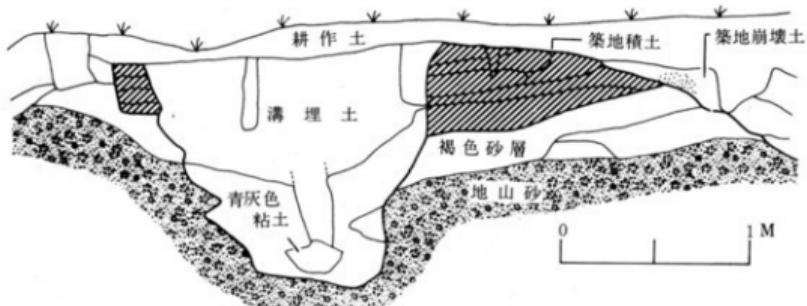
掘立柱建物（第50図、52図、図版14、15）

調査地築地のほぼ中央部で検出された。築地をまтайで構築された東西2間（2.2m+2.2m）×南北1間（4m）である。築地崩壊土瓦層を切っており、あきらかに築地より新しい時期の構築である。掘り方は、径1.70~2.40m、深さ1~1.20mの円錐または円柱形で、いずれも地山砂層まで達して

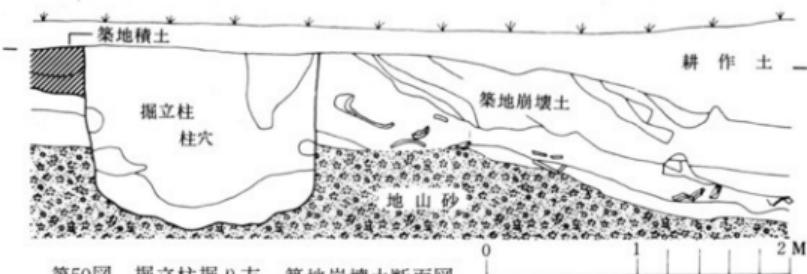


第48図 第10次発掘調査

築地崩壊土出土遺物



第49図 築地積土、溝断面図



第50図 挖立柱掘り方、築地崩壊土断面図

いる。埋土は黄褐色粘土で築地積土と酷似し、わずかに砂、黄色粘土ブロックが混入する程度であるが、掘り方は極めて明瞭である。柱の「あたり」と思われる明確な断面は確認できなかったが、全ての掘り方の埋土が、一部砂っぽいやわらかい粘土が混入しその下部には、数センチメートルの厚さで青灰色粘土が半月状に入っている。あるいは、やわらかな粘土の部分は柱抜き取り痕跡かと考えられる。掘り方内には瓦、土器が比較的多く出土した。土器片の大部分は赤褐色の須恵系土器である。

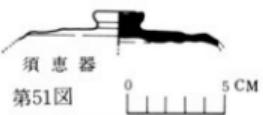
掘立柱穴内出土土器（第51図）

全ての柱穴より出土したが、いずれも小片である。

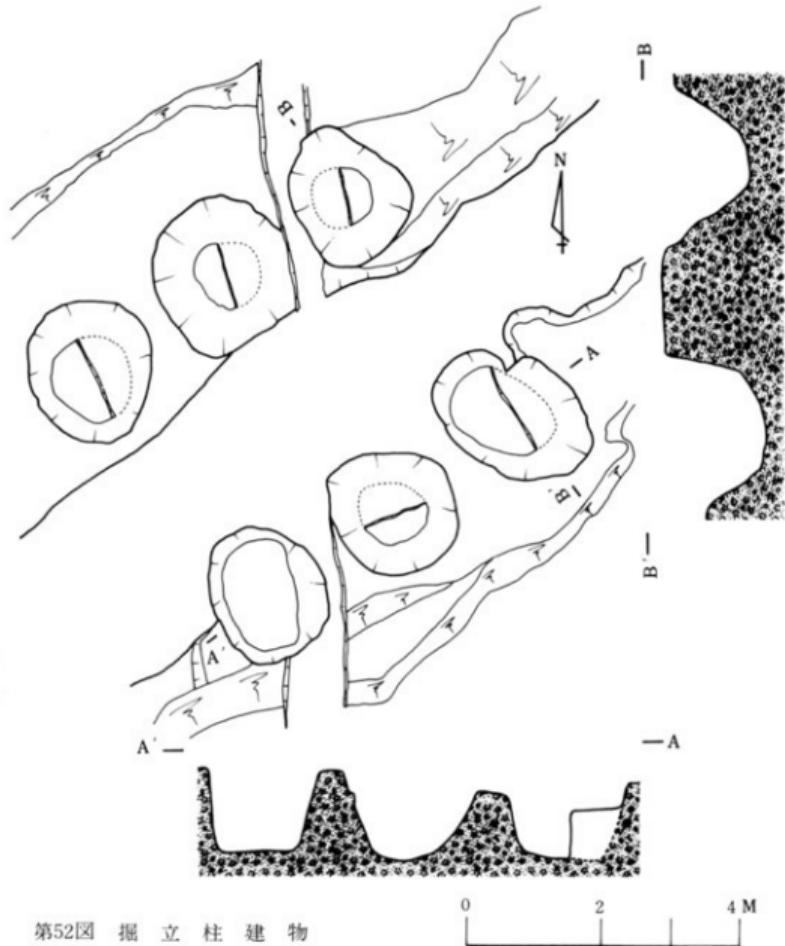
No.3 柱穴からは、須恵器、須恵系土器、瓦が出土している。須恵器は、中央が凹む偏平なツマミのついた蓋である匂。内面には炭が付着し、スペスベしており、硯に転用したものである。須恵系土器は小片が若干出土している。底部は回転糸切り痕を有し再調整は施していない。

No.4 柱穴からは、須恵器、須恵系土器が出土している。

須恵器は杯と大甕の破片である。甕破片は、内面に青海波文のアテ板痕を有する。



第51図 No.3 柱穴出土遺物



第52図 挖立柱建物

溝状遺構（第49図、図版16下）

築地に巾1mのトレンチを4ヶ所入れた際確認された。当初は築地に伴う溝と考えられたが、断面観察の際、築地積土を切っていることを確認し、また築地積土内には全く遺物を含まなかったが溝内埋土からは、掘立柱列柱穴内同様の瓦、土器片が出土した。溝は巾約1.6m、深さ約1.3mの底部がやや狭くなるU字溝である。最西端の屈曲部まで延びる。埋土は砂を多く含む赤褐色砂質土で築地本体の積土とは異なる。掘り方は地山砂まで達しており、底部には掘立柱列掘り方内同様、

青灰色粘土が数センチメートルの厚さで堆積し、部分的に柱状に残る場合もあるが、柱の有無、溝の性格については不明である。出土遺物は、掘立柱列柱穴内出土と同様である。

墓 塚（第22図、図版27—6）

発掘区内全域にわたって、直径1～1.5mの墓塚が10ヶ所で検出されている。いずれも円形、横円形がほとんどで、築地崩土上面、赤褐色土上面で確認された。1号墓塚からは頭位を北東に向いた頭蓋骨、大腿骨が、2号墓塚、3号墓塚からは頭蓋骨、骨片、副葬銭が検出された。副葬銭は2号墓塚から6枚、1枚は永楽通宝、3号墓塚からは4枚、1枚は大〇通宝、1枚は□寧元宝である。他に、寛永通宝、洪武通宝が出土している。これら墓塚は築地が完全に廃棄されてから、掘り込まれたものであり、副葬銭から中世末から近世にかけてのものと考えられる。

(3) その他の出土遺物

各層位出土土器

1. 表土出土土器（第53図1、図版22—1）

須恵器蓋の小破片が出土した。天井部より肩部にかけてゆるく湾曲しており肩部よりほぼ直角に内反し口縁部をつくる。天井部より口縁部まで全体に自然釉がかかっている。ツマミは欠損している。内面は硯に転用されており磨滅によりスベスベしております、墨が付着している(1)。

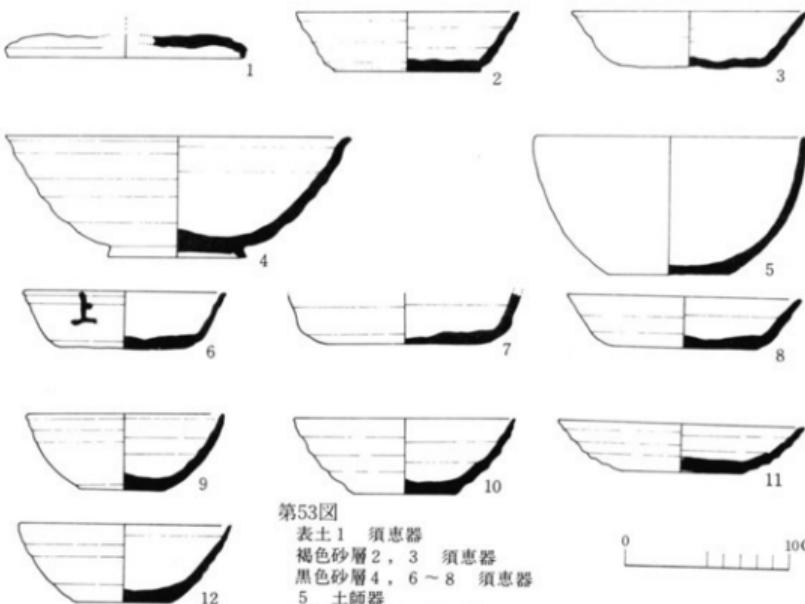
2. 褐色砂層出土土器（第53図2、3、図版22—2,3）

須恵器杯等が出土した。2、3は底部を回転ヘラ切りで切り離したあと、若干の指ナデを行っている。体部はロクロ痕が顕著である。3は口縁部に「火だすき」がみられる。

3. 黒色砂層出土土器（第53図4～8、図版22—4～8）

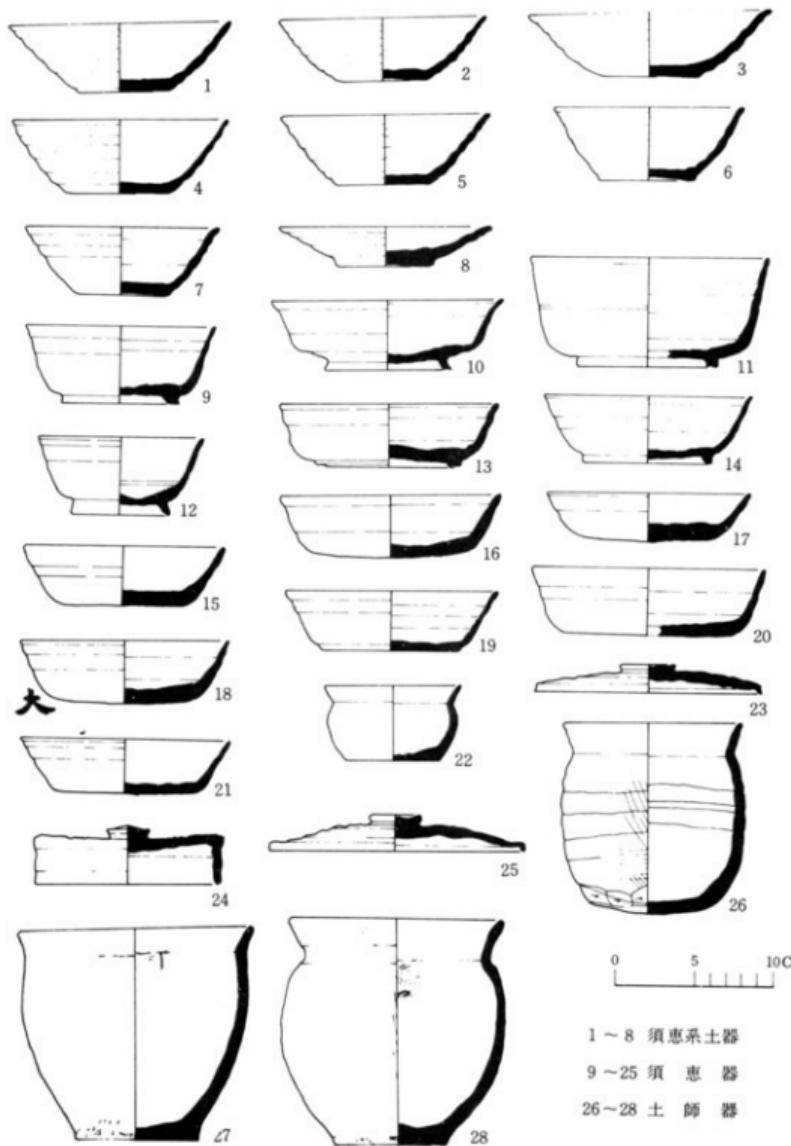
土師器杯、高台付杯、須恵器杯が出土した。4は土師器高台付杯である。底部を回転糸切りで切り離した後高台を付けており、周縁をナデで整形している。口縁部はわずかながら外反している。内面は不定方向のヘラミガキ、黒色処理を施している。外面も口縁部より3cm巾で黒色処理を施している。5は土師器杯である。底部よりやや内反して立ちあがっている。底部より口縁部にかけて手持ちの荒いヘラケズリを施し、その後に底部中心部は横、周縁は同心円状に、体部、口縁部は横方向にきれいにヘラ状工具によってナデで整形している。内面口縁部は横方向に、体部から底部にかけて不定方向にきれいにヘラミガキ、黒色処理を施している。6、7、8は須恵器杯である。6は底部を回転ヘラ切りで、切り離した後若干のナデを行っている。体部には「上」の墨書がみとめられる（図版24—6）。底部には「火だすき」がみられる。7は口縁部は欠損している。底部を回転糸切りで切り離した後周縁に回転ヘラケズリを施している。8は底部を回転ヘラ切りで切り離した後簡単な指ナデを行っている。

4. 赤褐色砂層出土土器 (第53図 9~12, 第54図 1~28, 図版22~9~23, 図版23~1~13, 18~20) 土師器杯、甕、須恵器杯、高台付杯、蓋、須恵系土器等が出土した。第53図 9は土師器杯である。磨滅が著しく底部切り離しは不明である。口縁部より体部上半にかけヘラミガキがみられるが体部下端は磨滅が激しく不明である。内面は全体にわたって不定方向のヘラミガキがみられる。第53図10、12、第54図1~8は須恵系土器である。全て回転糸切りであり、二次調整は全く行なっていない。胎土、焼成とも良好である。9~14は須恵器高台付杯である。いずれも底部を回転ヘラ切りで切り離したあと二次調整はみられない。高台をつけ周縁に指ナデを施している。第54図11は内外面数ヶ所に焼きぶくれがみられる。体部中央には沈線が回っている。13は底部に墨書がみられ「川」と判読できる (図版24~8)。第54図15~21は須恵器杯である。15は底部回転ヘラ切りで二次調整はない。外口縁部から体部にかけて「火だすき」がみられる。16は底部回転ヘラ切りで切り離した後軽いナデを行なっている。17は底部を回転ヘラ切りで切り離し、二次調整はない。内外面とも密な「火だすき」がみられる。口縁部、体部に比すと底部が非常に厚い。18は生焼けであり赤褐色を呈している。底部を回転ヘラ切りで切り離し二次調整はない。底部に「大」の墨書がみとめられる (図版24~7)。19は器肉が比較的薄い。底部を回転ヘラ切りで切り離した後ていねいに指ナデを施している。内外面ともロクロ痕が顕著である。20は底部を静止糸切りで切り離した後周縁に回転ヘ



第53図

表土1 須恵器
褐色砂層2, 3 須恵器
黒色砂層4, 6~8 須恵器
5 土師器
赤褐色砂層9 土師器 10~12 須恵系土器



第54図 赤褐色砂層出土遺物

ラケズリを施し、整形している。21は底部を回転ヘラ切りで切り離し、二次調整はない。1本の「火だすき」がみられる。22は須恵器小形壺である。口径に比して器高が浅い。底部は回転ヘラ切りで、二次調整はない。口縁部は「く」の字状に外反している。胎土中には多量の小石を含み、胴部中央より口縁部にかけて灰色を呈し、胴部下半より底部にかけては深緑色を呈する。23~25は須恵器蓋である。23は生焼けと思われる。黄赤色を呈し、全体に磨滅しており、切り離しは不明であるが、回転ヘラケズリを施した痕跡がわずかにうかがえる。中央が若干凹んだ偏平なツマミを有し、天井部よりゆるく湾曲し肩部に至る。口縁部はわずかに内反する。24は切り離しは不明であるが、宝珠形のツマミを有し、天井部より肩部に向うに従い高くなり、肩部より直角に折れ曲り口縁部に至る。天井部に4条、肩部に2条の沈線が回っている。25は中央が凹んだ偏平なツマミをもつ。天井部中央がやや凹み、ゆるく湾曲しながら肩部に至る。口縁部は直角に内反する。全面に暗緑色の自然釉がかかっており、ロクロ痕凹部に厚くみとめられる。26~28は小型土師器甕である。26は丸底風の底部をもち口縁部はやや「く」の字状に外反している。外面は口縁部を指ナデ、胴部には縦方向のカキ目を施している。また胴下端部は横方向にヘラケズリがみとめられ、底部はヘラケズリ後カキ目を施している。内面は全体に横方向の指ナデがみとめられ、内外面ともに輪積みの痕跡が明瞭である。27は木葉痕の底部を有し、口縁部はゆるく外反し、内外面に指ナデがみとめられる。外面は頸部より下に縦方向にヘラケズリ、カキ目を施し、内面は頸部より下にカキ目を施している。28も木葉痕の底部を有し、口縁部は「く」の字状に外反しており内外面とも指ナデがみとめられる。外面頸部より下方に縦方向のカキ目を施し、内面は頸部より下方に横方向のカキ目で整形している。

5. 地山砂層出土土器 (第55図、図版23~14~17)

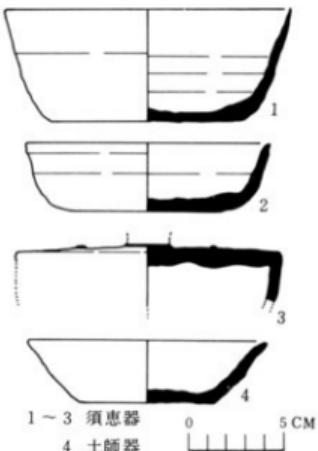
杯2点はほぼ同一地点より出土した。いずれも遺構は確認されなかった。

須 惠 器

杯2点はほぼ同一地点より出土した。1は体部下端より底部全面に細かい回転ヘラケズリを施しており、中心部に切り離し時の回転ヘラ切り痕が確認できる。3の蓋は外面に自然釉がかかっている。ツマミは欠損しているが取り付け部には同心円状の刻みがある。また欠損後は内面を硯に転用している。

土 師 器

50ラインのトレンチ最下層より出土した。付近には炭化物もかなり見られるので何らかの遺構の存在が考えられる。土器はロクロを使用せず内面は黒色処理を施している。外面も底部から口縁部まで丁寧に横方向のヘラミガキを行なってい



第55図 地山砂層出土遺物

る。同層より若干の瓦片が出土している。

墨書土器（図版24）

- (1) 築地崩壊土出土。回転糸切り痕を有する内黒土師器杯である。判読不能。
- (2) 赤褐色砂層出土。回転糸切り後、底部周縁を回転ヘラケズリで整形している須恵器である。内面は砥に転用されている。「仲村」と判読できる。
- (3) 赤褐色砂層出土。回転糸切り痕を有する須恵系土器である。「百」であろう。
- (4) 黒色砂層出土。回転糸切り痕を有する須恵系土器である。欠損のため判読不能、一部は「中」であろう。
- (5) 19号住居跡カマド内出土。回転ヘラ切り痕を有する須恵器杯である。「伯」であろう。
- (6) 灰褐色砂層出土。回転ヘラ切り痕を有し火ダスキのみられる須恵器杯「上」である。
- (7) 赤褐色砂層出土。回転ヘラ切り痕を有する須恵器杯「大」である。
- (8) 赤褐色砂層出土。回転ヘラ切り痕を有する高台付杯である。「川」と判読できる。

尚、墨書土器(1)～(5)の写真は、秋田県警察本部鑑識課撮影の赤外写真である。撮影は同課係長山谷和雄氏による。

鉄製品（第56図、57図、図版25）

鉄鎌

53点以上出土した。いずれも「身」と「茎」の間が長く基部に一段有する。断面は角、あるいは偏平を呈し、「身」は丸形と、打撃によって偏平にしたものでわずかに巾広くなる。後者が圧倒的に多い。このうちほぼ完形に近い1～2についてみると、最長鎌は11cm、最短鎌は6cmである。矢柄の挿入は、木柄残存状態からみて「茎」基部まで及ぶ。

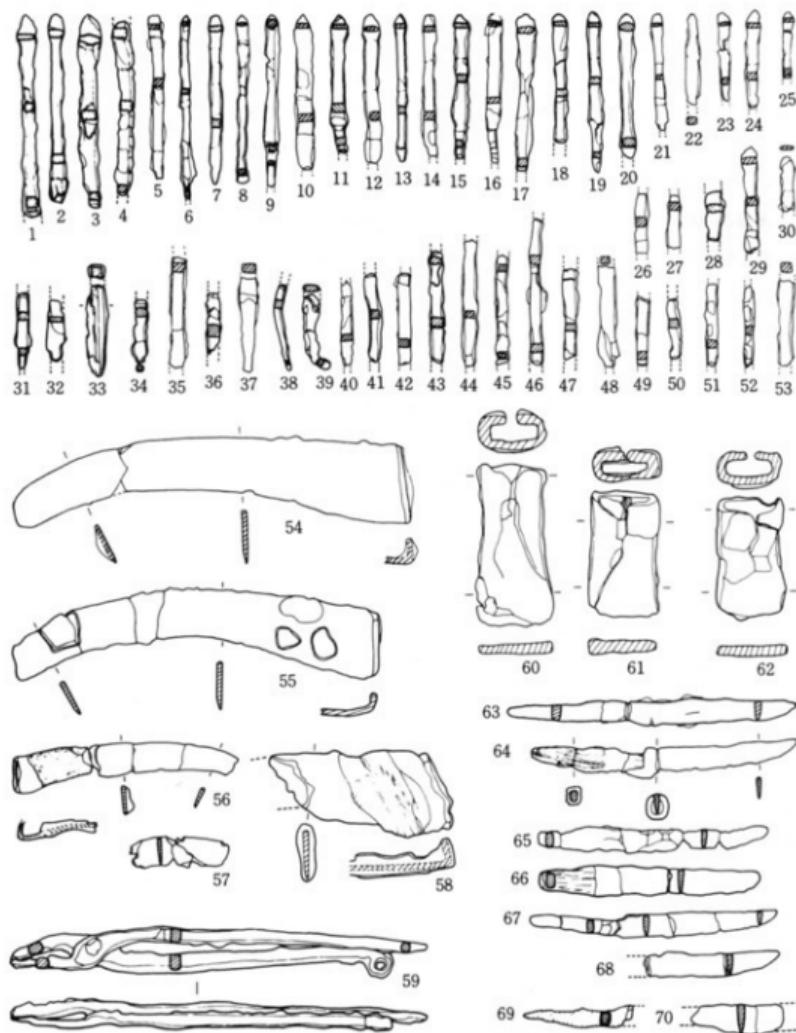
鉄鎌

1号住居跡カマド（54、56）、5号住居跡床面（55）と赤褐色砂層より出土した。54、55、58は同形態である。すなわち刃部は内反りし刃先は鈍く巾広い。木柄着装部の折り返しは刃部に対し直角である。58は木柄の一部の痕跡が基部にみられる。56、57は前者に比べ非常に小型である。また56は刃先を左にした場合、木柄着装部折り返しが前者とは逆で裏側に直角に曲折する。

金鉗

赤褐色砂層出土、全長22.5cm、一方が極端に長いS字状の鉄棒を鋸留したものである。柄部の一端は折り曲げて径1.5cmの環状を呈する。断面は長方形で、柄部先端は円形を呈する。金鉗の用途は、加熱された鉄素材をつかむもので、これまで古墳などの副葬品として出土している。

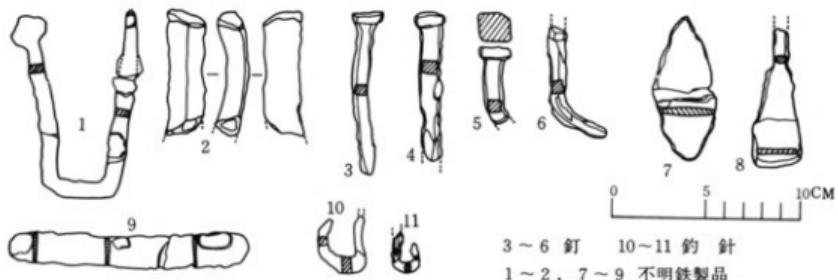
鉄斧



第56図 第10次発掘調査出土鉄製品

1 ~ 53 鉄	鎌
54 ~ 58 鉄	鋸
60 ~ 62 鉄	斧
63 ~ 70 刀	子
59 金	鉗

0 5 10CM



第57図 第10次発掘調査出土鉄製品

住居跡と赤褐色砂層から出土した。60は、5号住居跡床面出土で、全長8.5cm、最大巾2cm。61は、全長7cm、最大巾2cm。62は、全長6.8cm、最大巾1.8cmである。厚さは、0.4cm～0.5cmである。挿入部は鉄板を折り曲げ袋状を呈する。その場合、両端が接着するもの(図)と、そうでないものがある。断面は隅丸の長方形を呈する。60、61は側面が挿入部から刃先まではば平行線をなすが、60は刃先がやや巾をもつ。61は挿入周辺に木柄の一部が鋲着している。

刀子

1号住居跡埋土(7)、3号住居跡埋土(5)、11号住居跡カマド(6)、と赤褐色砂層から出土した。63は長長15.6cm、区は不明である。茎断面は横円形である。64は、長長14.5cm、身の長さは7.5cmである。直角に切り込んだ棟区で茎には柄木が付着し、区には柄木の環状の留金具が付く。茎から刀身にかけてわずかに外反りしている。65は、身の長さは10cmで区は斜めに浅い棟区である。茎は欠損している。66は、身の長さは8.7cmである。茎は一部が欠損し、柄木が付着している。区は不明である。67は、全長13.3cm、身の長さは8.1cmである。直角に切り込んだ棟区である。68、69、70は、それぞれ刀子残片である。69は茎だけで刀身は欠損している。

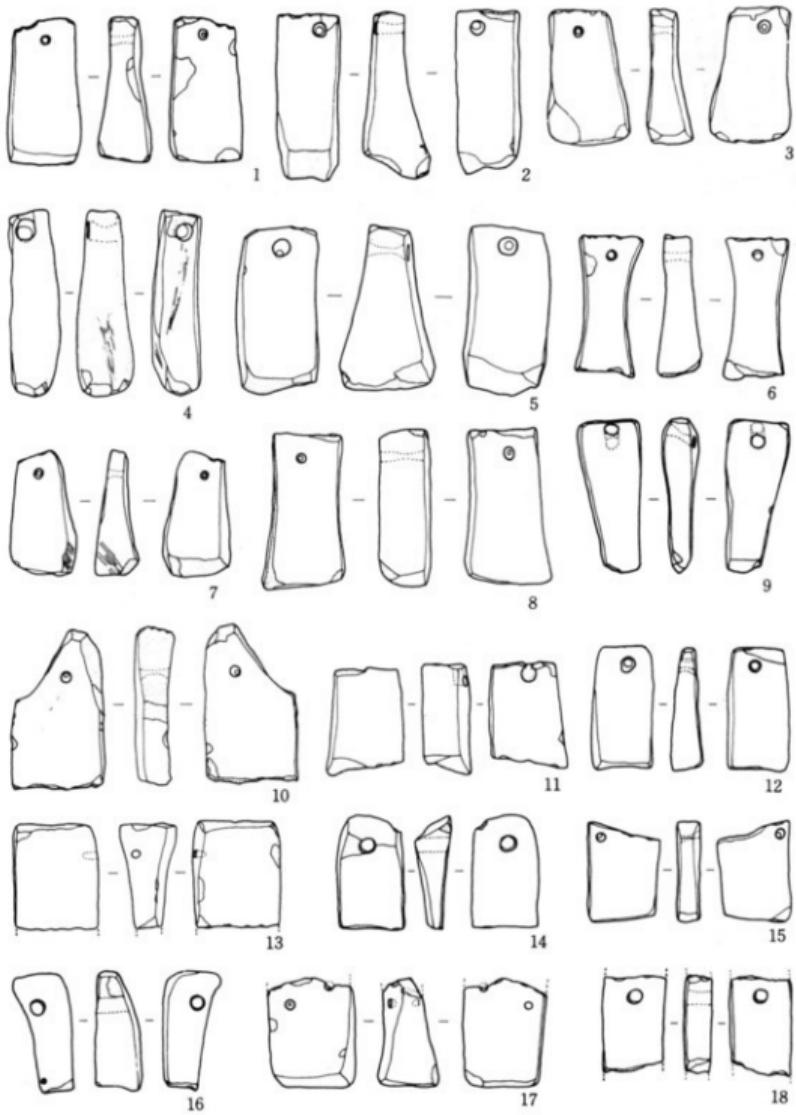
これらの刀身はすべて平棟で鉢は「フクラ付き」である。

鉄釘

13号住居跡埋土(4)と黒褐色砂層より4点出土した。いずれも欠損しており全長は不明である。断面は方形をなし、頂部は平担で方形である。

その他の鉄器

1は、12号住居跡床面出土である。用途不明。2は、赤褐色砂層出土(8)と赤褐色砂層より出土し端は欠損している。器物の把手と考えられる。7、8は、13号住居跡埋土(8)と赤褐色砂層より出土した。両者とも完形品で鏃とも考えられる。9は、両端が丸く、下部に刃があり、わずかに外反りする。刀子とは形態的に異なるものであるが、刃物として使用されたものであろう。10、11は、12号住居跡埋土(10)と赤褐色砂層より出土した。U字状に曲折し、断面が円形である。釣針と考えられる。



第58図 第10次発掘調査出土砥石

0 5 10CM



第59図 第10次発掘調査出土砥石

石 製 品 (第58図, 59図, 図版26)

砥 石

表土、赤褐色砂層、住居跡埋土（第8, 12図第3, 7図）より28個の砥石が出土した。石質は、すべて緑色凝灰岩である。

これらは形態的に大きく3種類に分類できる。携帯用では上部中央、あるいは左右に径0.3cm～1cmの小孔を穿ったものA類（第図1～18, 第図1～3, 5）と、4辺に小さな刻み目を入れ、ヒモを結びつけるものB類（第図5）がある。他の一つは厚手で全体に重量があり、小孔や刻み目を持たないものC類（第図6～10）である。

A類が圧倒的に多く22個を占める。全体的に短冊形が大部分であるが、なかには分銅形を呈するものもある。孔はすべて円錐状の工具で両面から穿っている。しかし、その途中で片面だけで放棄し、他の部分に孔を穿ったものもある。また、欠損した場合も廃棄することなく再度孔を穿ち使用している。B類は形態的にA類に類似する。C類は、A、B類に比し不定形である。使用痕は4面に確認できるものが最も多いが、なかには6面すべてを使用する場合もある。

尚、石質等については、秋田県立博物館準備室の加藤万太郎氏に御指導を得た。

格子目瓦 (第60図, 図版27-1～5)

表土、黒褐色砂層、赤褐色砂層より平瓦の小片が5個出した。いずれも小片のため製作技法等、

詳細は不明である。裏面は巾5cm、長さ10cm以上の格子目板でタタキしめられている。格子目はどちらかというと斜格子目である。3は、判然としないが「秋」の刻印が押されている。表面は、すべて布目であるが、3は布目の後から裏面同様の格子目板によるタタキ痕がみられる。

今次出土の格子目瓦は、これまで秋田城において発見されている数個の格子目瓦と同種の瓦である。

(石郷岡誠一)



第60図 格 目 瓦

IV 第11次発掘調査

(1) 調査経過

第11次発掘調査は寺内字高野を対象とし、同地区内に二地点の調査地点を設けて行った。高野地

区は史跡の北東に位置し、前年度の第6次発掘調査の対象地区でもある。今次の調査も第6次調査と同様、城郭の外郭遺構の有無を追求、確認することを目的とし、11月1日から11月15日までの約2週間にわたり行なわれた。

発掘地点は空素沼神社社殿より南東約50m付近の荒地、畑地をA地点とし、A地点より北東約220m付近、空素沼東端より東約70m付近の畑地をB地点とした。

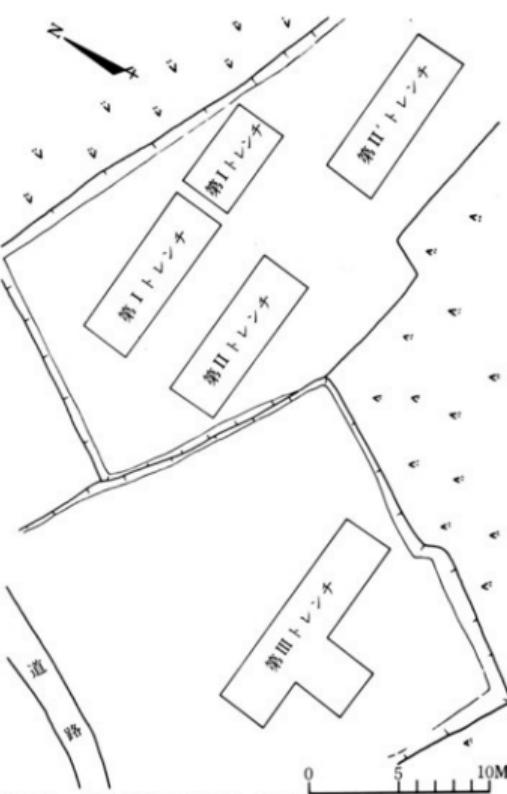
A地点は空素沼西端に至る沢の頂上部に位置し、北西の方向に地形が傾斜している。B地点は空素沼東端に至る沢が形成した段丘の平坦地に位置し、地点西側は急傾斜の斜面となっている。

調査はA地点から始まり(11月1日)任意の基点を設け、3mグリッドを基本とするトレンチを設定した(第61図)。第Iトレンチ、第II、II'トレンチは30~50cmの耕作土を掘り下げるところ山の黄褐色粘土に至り、現代の陶器破片が数点出土しただけで、遺構もみとめら

れず、木根による擾乱穴が所々にみとめられたにすぎない。第IIIトレンチは、東は30cmの耕作土を掘り下げるところ山黄褐色粘土に至るが、西に漸次、耕作土が地形の傾斜に沿って厚く堆積している。

(第63図)。遺物は第I、II、II'トレンチと同様ほとんど出土しなかった。木根による擾乱穴の他、巾20cm、深さ5cmの溝状遺構が検出しているが、畑の方向と一致しており、耕作による擾乱と思われる。

A地点の平面実測、写真撮影(11月7、8日)に並行して、B地点の調査を行った。B地点も任意の基点を設け、 6×6 mのグリッドを設定して調査を行った(第62図)。グリッド北西コーナー部は20~25cmの耕作土の下は耕作土と同質の褐色土、部分的に薄い黒色土がその下層に位置し、赤褐色土、茶褐色土、褐色の漸移層、地山の黄褐色粘土という層序をなす。グリッド北東コーナー部では耕作土と同質の褐色土下層は灰褐色土であり、西にゆくに従い、赤褐色土がこの灰褐色土の上に



第61図 第11次発掘調査A地区地形測量図

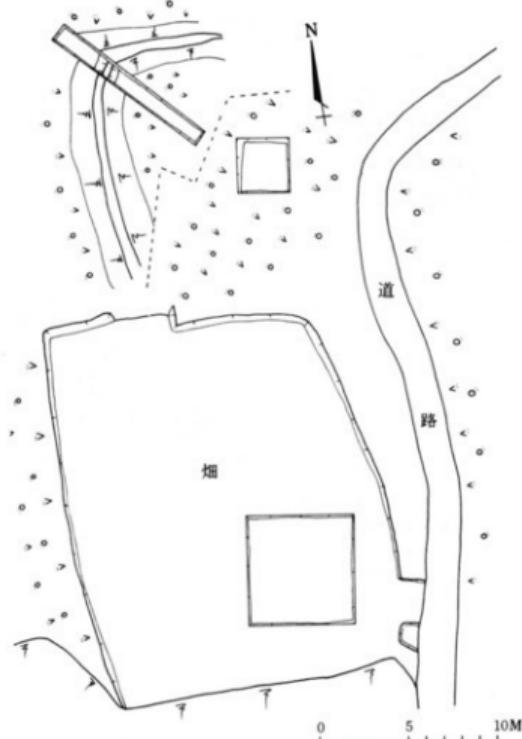
厚く堆積しているのがみとめられた(第62図)。遺物は赤褐色土より須恵器、土師器が、灰褐色土より縄文前期の土器片、石錐、石鏃が出土した。土層は南西の方向に向って全体に傾斜しており、グリット南西コーナーで厚い堆積をなしている。全体を赤褐色土(北東コーナー部は灰褐色土)まで掘り下げ調査したが、遺構の検出には至らなかった。

$6 \times 6\text{ m}$ グリッドの北18mに $2 \times 2\text{ m}$ のグリッドを設け遺構の確認を試みたが10cm弱の表土をはぐと地山の黄褐色粘土に至り、土取りによる地山黄褐色粘土層まで既に削り取られており、遺構は検出できなかった。

更に、このグリッドの北に約1.5mの土手状の高まりがみとめられたため、これを切る状態で、巾1m、長さ10mのトレンチを設定し、調査したところ、この土手状の高まりは土取りの際の取り残しの部分で、南北両方から1.5m以上の深さで土取りが行なわれていることが判明した。

11月12日、B地点の実測、写真撮影を行い、11月15日まで、A地点、B地点の埋めもどしを行い、調査をすべて終了した。

(日野 久)



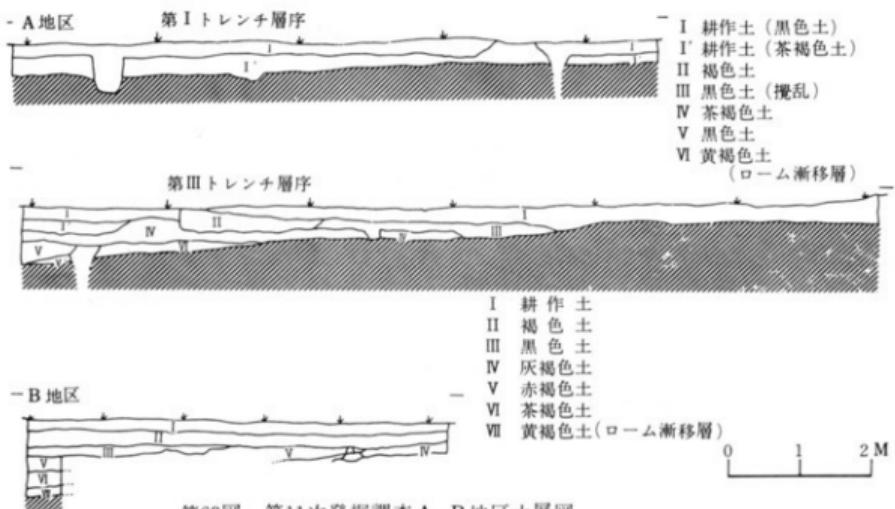
第62図 第11次発掘調査B地区地形測量図

B地区出土遺物（第64図、図版27下7～14）

B地区 $6 \times 6\text{ m}$ グリッド内、縄文時代の遺物包含層である灰褐色土層より縄文時代前期前半頃と思われる土器片と共に伴出して石錐、石鏃が出土している。

土 器

1は口縁部破片である。原体は不明であるが、あるいは組紐かとも思われる。穴を穿っているが補修孔と思われる。胎土中に、わずかに纖維を含んでいる。



第63図 第11次発掘調査A・B地区土層図

2は胸部の破片と思われる。綾络又、L-Lの複節斜繩文が施文されている。胎土中にはわずかに纖維、石英粒を含んでいる。器表面はかなり磨滅しており、綾絡かどうかはよくわからない。

3は胸部の破片である。L-Lの複節斜繩文が施文されている。胎土中にはわずかに纖維を含んでいる。



出土土器

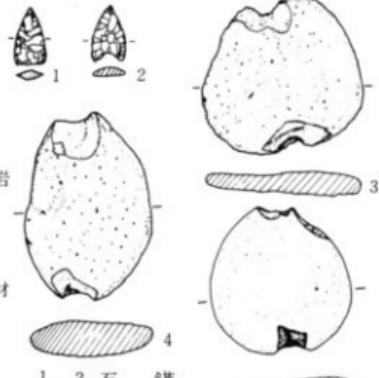
石 器

石 鎌

2点出土している。いずれも無茎のものである。1・2とも長さ3.1cmを測る。石質はいずれも頁岩である(1, 2)。

石 錘

3点出土している。いずれも偏平な河原石を素材とし、端に加工を施し石錘としたものである。石質は3流紋岩、4緑色凝灰岩、5安山岩である。(3~5)。



1, 2 石 鎌
3, 4, 5 石 锤
出土石器

(石郷岡誠一)

第64図第11次発掘調査

0 5 CM

考 察

(1) 築地と掘立柱建物の年代について

第10次調査では、東西に走る築地と、南面する2間×1間の掘立柱建物跡、さらに築地上を同方向に走る溝状遺構が検出された。

築地築成年代については、それを明確に示す資料はない。しかし、築地崩壊土出土土器、遺構等よりある程度の推測は可能である。

築地崩壊土中より瓦と共に須恵器、土師器が伴出した。そのうち土師器杯は、回転糸切り痕を有し、内面黒色処理を施している。

今日東北地方における土師器杯の糸切り底の初現は、一般に9世紀後半頃とされていることより築地崩壊年代上限はその頃に置くのが適当であろう。また、前述した如く(第10次発掘調査、築地)、築地犬走りには焼面が確認されており、築地崩壊以前に火災を受けたことを物語っている。しかしその年代については不明である。

秋田城における9世紀後半にみられる史実としては、元慶2年(878)の夷俘の反乱が知られる。「出羽国元慶二年為夷虜所焼盃……官倉一百六十一宇。城櫓廿八字。城櫓櫓廿七基。郭櫓櫓六十一基。是日。……」(日本三大実録)とあり多数の建物が焼けたことが記されている。遺構からは、焼面、築地崩壊ということ以外、直接的に元慶の乱を証拠づけることができないが、上述の出土土器の年代をもって、あえて、史実と結びつけるとすれば元慶の乱が最も適当であろう。

上述の築地崩壊土を切って掘立柱建物跡と溝状遺構が検出されている。

掘立柱建物跡の年代については、掘り方内出土土器より推測することができる。掘り方内からは、須恵器、瓦、須恵系土器が出土している。須恵系土器の年代については、宮城県多賀城跡の調査で^(註1)11世紀頃とされている。須恵系土器は、秋田城において未だ構築年代を決定づける遺構より出土をみないため編年の位置づけはなされていない。多賀城跡出土土器と時期的に大差ないと仮定すれば、掘立柱建物の築造年代は11世紀以降であろう。また築地上に掘り込まれた溝状遺構埋土からも同遺物が出土している。掘立柱建物跡との共存関係については不明であるが、時期的には大差はないと考えられる。

掘立柱建物の性格については不明である。このような城櫓遺構に築造された2間×1間の建物跡は、岩手県徳丹城外櫓列上に付設された櫓の類例がある。時代的には徳丹城が9世紀、秋田城が^(註2)11世紀以降であり、また各柱間の間尺にも多少の相違がみられるが、城櫓の外郭線上に付設されていることと、柱間数が一致することより同種の遺構と考えられる。

以上、築地と掘立柱建物跡の年代について若干の考察を行なってきた。上述した如く築地崩壊年代を9世紀後半、掘立柱建物跡築造年代を11世紀以降としたわけであるが、ここに築地崩壊から掘立柱建物が築造されるまで約100数10年の間隙が生ずることになる。果して外郭線が築地崩壊後、

掘立柱建物築造までなんの修復作業も施されなかつたのであろうか。

築地内側には、築地崩壊以前あるいは崩壊以後の住居跡（12号住居跡）が多数の遺物と共に検出されている。これはあきらかに築地崩壊後も生活の場として継続使用されたことを意味する。また、築地崩壊の9世紀後半頃の歴史的背景を考慮すれば、位置の問題はさておいて外郭線の再建修復は必須のことと考えられる。しかしに、これまで数度の一般調査において築地外側には、外郭線に比定できる遺構は確認されていない。

このように考えてみると、城内と城外を区画する遺構は築地外側に再建されたとみるより、同位置において再建あるいは修復されたと考えるのが自然である。しかし後世の擾乱による削平が極めて著しいため、その上部構造は現存しない。

(2) 住居跡

第9次、10次発掘調査によって計30軒の住居跡が検出され、そのうち26軒が完掘できた。しかし、第10次調査においては後世の擾乱、あるいは砂地のため住居跡を確認できずカマドのみの住居跡も多数存在する。

ここでは、完全な形で検出された住居跡が少ないので、個々の住居跡の形態等にはふれず、出土遺物において極めて顕著な相違がみられたので、遺物の面から、第9次、10次の住居跡群の性格、意味するところを述べることにする。

	住居跡出土遺物	その他の出土遺物
9 次	土器—土師器、須恵器、	鉄製品—刀子(1)、その他(2) 瓦
10 次	土器—土師器、須恵器、	鉄製品—刀子(8)、鎌(4)、鎌(58以上)、斧(3) 金鉗(1)、釣針(2)、釘(3)、その他(4) 砥石

各次数の出土遺物は、別表1にあげた如く土器以外の遺物において一見してあきらかな相違がみられる。土器の出土数は第10次調査で圧倒的な量を示すが、内容的にさほど違いは認められない。

問題は土器以外の出土遺物である。すなわち、鉄製品においては、第9次の場合わずかに刀子を含め3点であるのに対し、第10次では、鉄鎌を始め鉄斧、鉄鎌、刀子など種類、量とも極端に多い。また第9次では一点の出土例もなかった砥石が、10次では28個にものぼる出土数を示した。

しかし住居跡の形態、出土土器などの縦年代的考察からすれば、ほぼ同年代と考えてさしつかえないであろう。また住居跡内においてカマドなどに瓦を使用している点から考えれば秋田城との相瓦関係も密接と考えざるを得ない。

それではこれらの出土遺物の相違は何を意味するのであろうか。

1つは、住居内に居住する人間の機能的役割の相違が考えられる。他の1つは、第9次、10次の距離的問題が考えられる。つまり両者の立地条件を考えるならば、第10次の住居跡群は、丘陵の高

台で回りは築地によって取り囲まれている。これに対し第9次の住居跡群は、第10次調査地より400m南で、その直下は雄物川に面する丘陵部の西南端に位置する。

以上2つの問題点については、次の考察(3)で、秋田城における築地の性格を述べる段階で補足したいと考える。

(3) 秋田城外郭について

これまで秋田城において、護国神社を含む土壘の内側を内城、外側の自然地形を利用して外郭とする設定がなされてきた。^(註4)

しかしこの内城・外郭設定については、昨年度より実施した調査結果、他城柵遺構の規模、形態を比較検討するに必ずしも適切とは言い難い。

第10次調査では、考察(1)で述べた如く、築地を検出、さらに前回国営調査の護国神社北側、土壘断面図、写真等でも築地痕跡をみることができる。上記のことから、高清水丘陵の高台部分は、多角形の直線的な築地でもって取り囲めていることが推測される。

また、これまで外郭線の一部と考えられてきた勅使館地区の土壘は、昭和47年第5次調査と数度の一般調査によって、11世紀以降の構築と判明し、さらに二重の土壘は、北方に延びる連続的なものではなく、勅使館地区にいてのみ存在するものであり、第10次検出の築地とはあきらかに年代的に異なる遺構と考えられる。^(註5)

現段階で推定し得る築地の規模は、直線距離にして東西約550m、南北約550mである。形態的には多少異なるが規模においては、岩手県胆沢城跡外郭（東西約500m、南北約500m）、山形県城輪柵外柵（東辺約720m、南辺約720m）^(註6)に比し、ほぼ同じかわずかに小さい程度である。従って規模からすれば、秋田城築地線は、他城柵跡の外柵あるいは外郭に比定することができる。

また(2)で述べた第9次、10次調査の如く、築地内側と外側では出土遺物の面でも大きな相違がみられる。これは前回国営調査における出土状況においてもみられる現象である。このように遺物面から築地を境界としてその内、外でみられる大きな性格の相違は否定できない。

以上、考察(1)、(2)および上述してきたように秋田城における築地の性格としては、内城、外郭を区画する構築物と考えるより、城内、城外を区画する外郭線と考えるのが妥当であろう。従って、築地内側と外側に居住する人間の機能的役割の相違、そしてそれに伴う生活内容の相違が現われてくるのが当然で、第9次、第10次調査においての出土遺物の相違がそれを示していると言えよう。

（小松正夫）

註1 「宮城県多賀城跡調査研究所年報」 昭和46年

註2 「陸奥国徳丹城」 岩手県文化財保護協会 昭和47年

註3 秋田城外郭については、考察(3)に述べる。

註4 「秋田城跡第4次調査概要」 文化財保護委員会 昭和37年7月－8月

註5 「秋田城跡発掘調査概報」 秋田市教育委員会 昭和47年

註6 2に同じ

註7 「城輪櫓跡」第3次発掘調査説明会資料 酒田市教育委員会 昭和47年8月

史跡秋田城跡航空写真圖

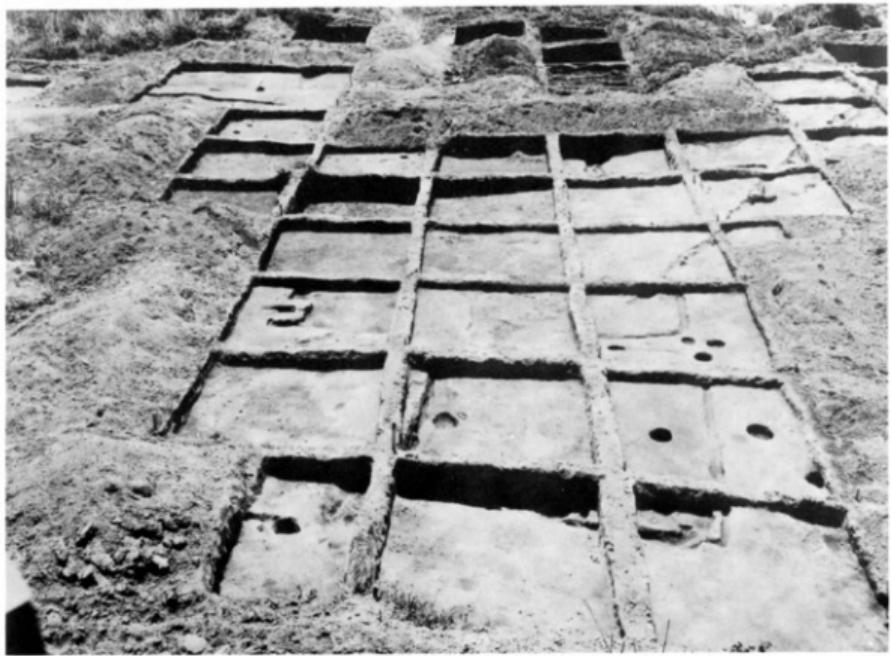


図版 1
秋田城跡 航空写真圖

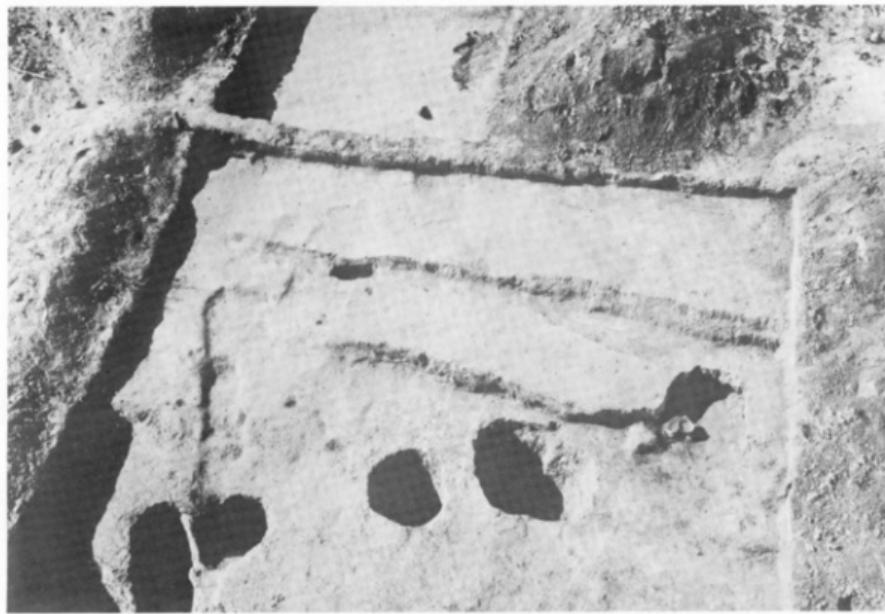
比例尺 1:20000

昭和 24 年 5 月

計画図 文化財保護委員会
作成機関 国際航業株式会社



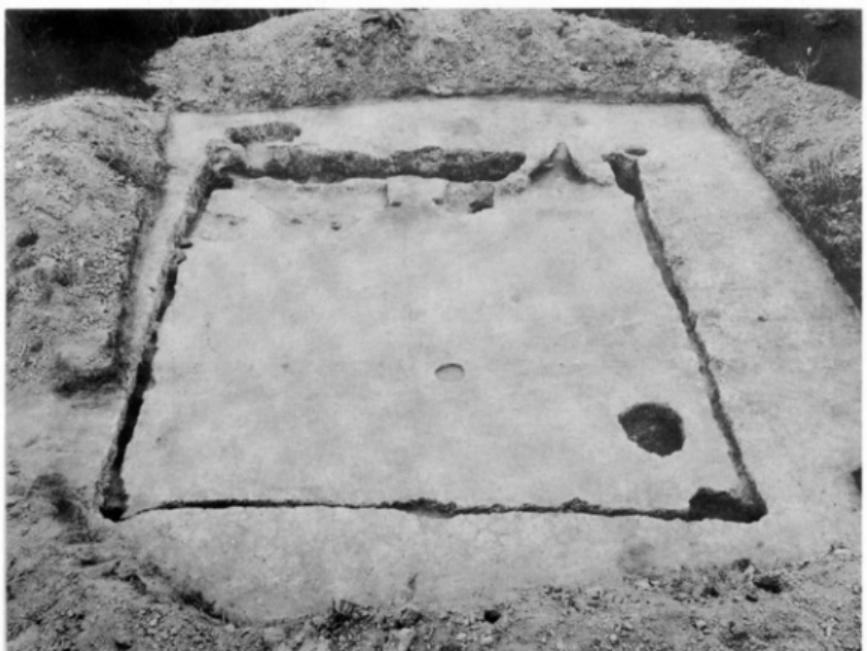
図版2 上・第9次発掘調査全景 下・グリット 北から南



図版3 上・1号住居跡 下・2、3、4号住居跡



图版4 上·5号住居跡 下·8号住居跡



図版5 上・8号住居跡カマド 下・9号住居跡



上・竪穴遺構と
ピット群
下・溝 遺 構



上・第10次発掘調査全景

東から西

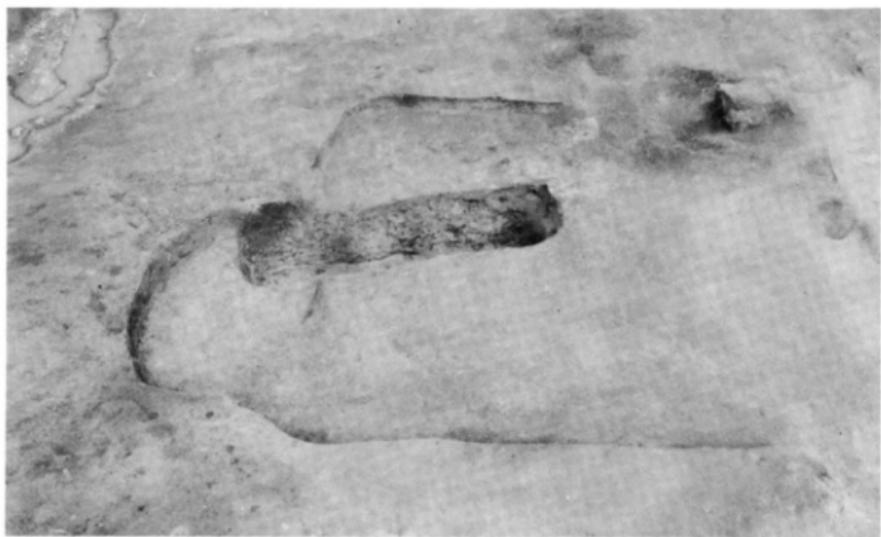
下・築 地

東から西





上・1号住居跡
下・2、3号住居跡



図版9 上・5、15、20号住居跡 下・10号住居跡



図版10 上・11号住居跡 下左・11号住居跡Cカマド
下右・11号住居跡Bカマド



上・12号住居跡



下・13号住居跡



上・13号住居跡 カマド

下・16号住居跡





上·18号住居跡

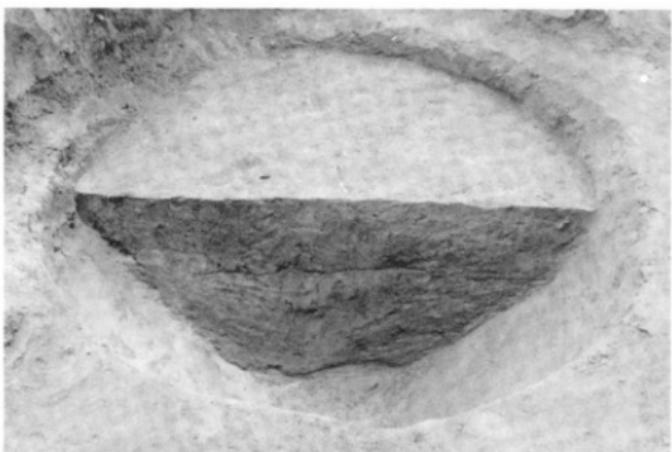
下·7、8、9号住居跡



図版13



図版14 上・掘立柱建物
東から西 下・掘立柱建物
南から北



掘り方



掘り方

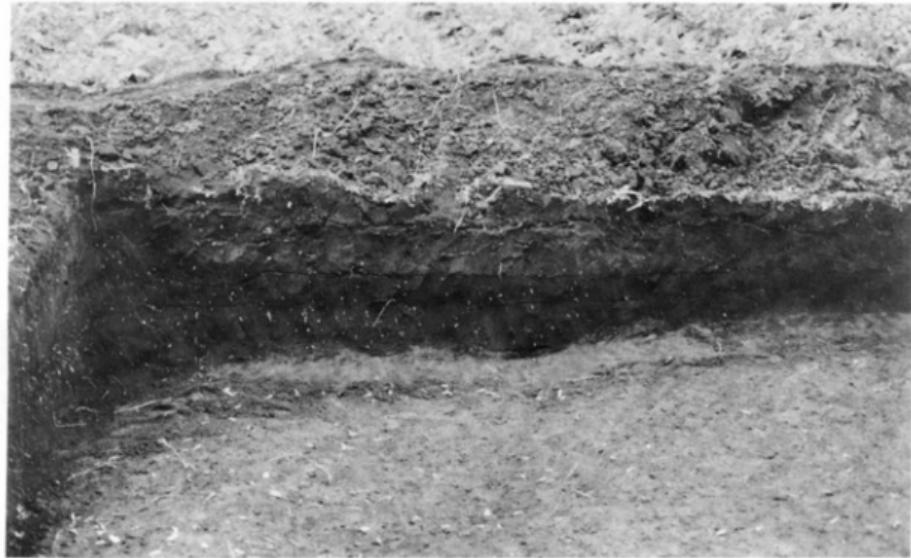




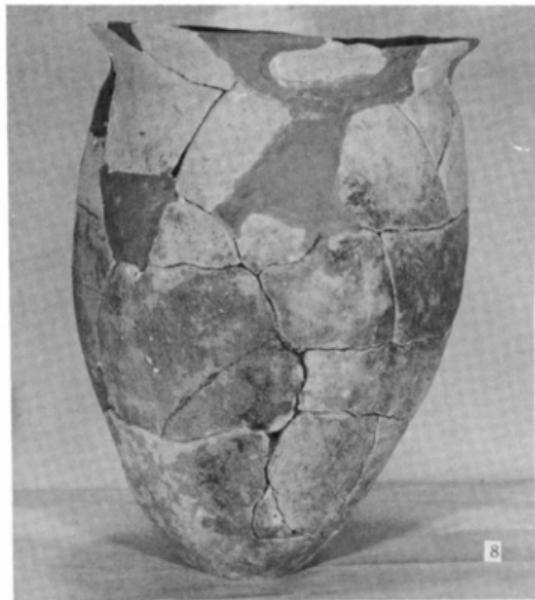
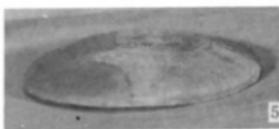
上・築地西端部崩壊瓦



下・築地と溝断面



図版17 上・第11次発掘調査 A 地点全景
下・" " B 地点土層断面



图版18 1~3—1号 4~2号 6、7—5号 8、9—8号住居跡出土遺物



1



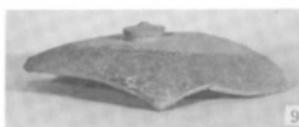
6



7



8



9



10



11



2



3



4



5



12



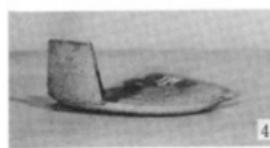
13

1, 2 - 8 号

3 ~ 5 - B

6 ~ 12 - 南東沢部
出土

13 - 竪穴遺構



図版20 1～3－1号 4～2号 5～7号 6～8－11号住居跡出土遺物



図版21 1、2 - 12号 3 ~ 6 - 13号 7 - 20号

8、9 - 塗地崩壊土出土遺物



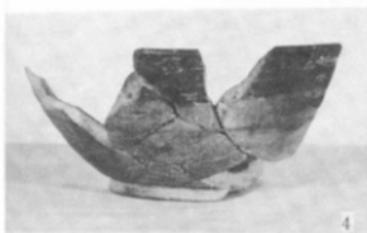
1



2



3



4



5



6



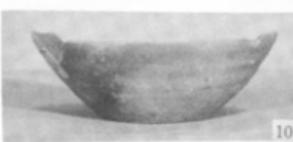
7



8



9



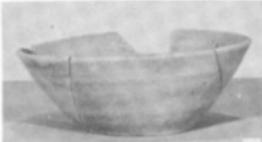
10



11



12



13



14



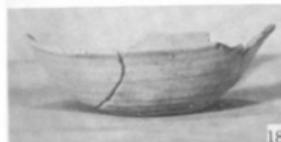
15



16



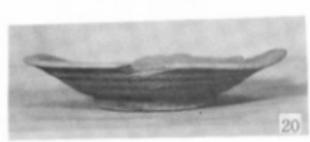
17



18



19



20



21



22

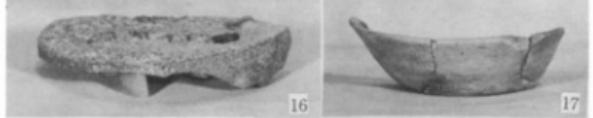
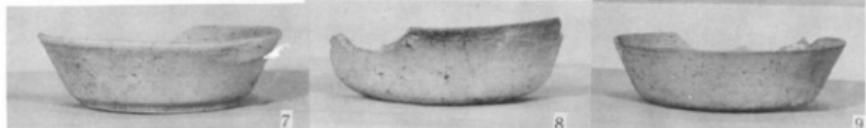


23

团版22

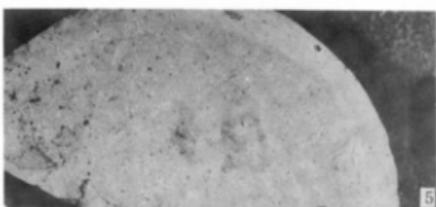
1 表土 2,3 褐色砂层

4 ~ 8 黑色砂层 9 ~ 23 赤褐色砂层

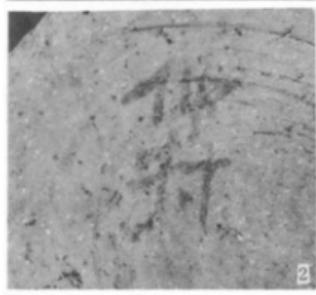




1



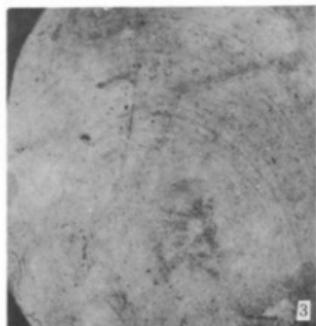
5



2



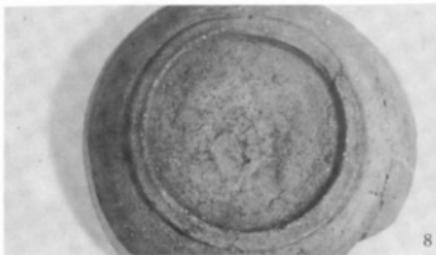
6



3



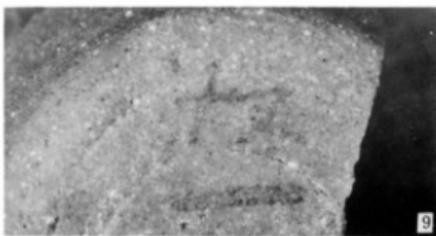
7



8



4



9

図版24 1～8—第10次 9—第9次発掘調査出土



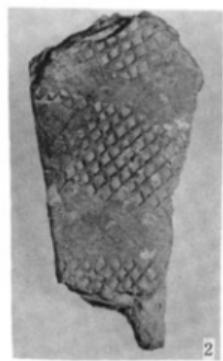
図版25 第10次発掘調査出土鉄製品



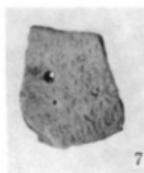
図版26 第10次発掘調査出土砾石



5



6



7



8



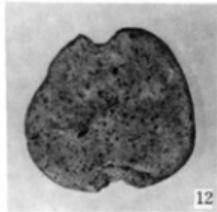
9



10



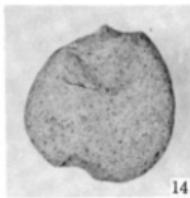
11



12



13



14

図版27 1~6 - 第10次 7~14 - 第11次発掘調査出土遺物

秋田城跡発掘調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則 拠粹（昭和37年5月8日 教育規則第3号 最終改正 昭和47年7月20日 第6号）

第1条

3. 第3条第3項に掲げる事務を分掌させるため、社会教育課に所属する機関として、秋田城跡発掘調査事務所を置く。

第3条

3. 秋田城跡発掘調査事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。

二、史跡秋田城跡の調査および研究に関すること。

II 発掘調査体制

1) 調査主体

秋田市教育委員会 教育長 佐藤博之 社会教育課長 川井義男

秋田城跡発掘調査事務所		
氏名	職名	所属
佐々木栄孝	主査	秋田市教育委員会事務局
小松正夫	主事	"
菅原俊行	"	"
石郷岡誠一	調査補佐員	
日野久	"	
柏谷光子	調査補助員	

2) 調査指導員

宮城県多賀城跡調査研究所		
岡田茂弘	所長	
桑原滋郎	技師	
進藤秋輝	"	
平川南	"	
高野芳宏	"	
西脇俊郎	"	

